

平成18年12月6日 開 会

平成18年12月22日 閉 会

平成18年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

12月6日（水曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 報第11号から日程第21 議第128号まで	4
平野市長提案説明.....	5
散 会（午前10時32分）.....	10

12月14日（木曜日）第2号

議事日程.....	13
本日の会議に付した事件.....	14
出席議員.....	16
欠席議員.....	16
説明のため出席した者の職氏名.....	16
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	17
開 議（午前10時00分）.....	18
日程第1 質 疑（報第11号から議第128号まで）	18
13番 寺町知正議員質疑.....	18
松影産業経済部長答弁.....	18
13番 寺町知正議員質疑.....	19
松影産業経済部長答弁.....	20
13番 寺町知正議員質疑.....	20
松影産業経済部長答弁.....	21
13番 寺町知正議員質疑.....	21

梅田水道部長答弁.....	21
13番 寺町知正議員質疑.....	22
梅田水道部長答弁.....	22
13番 寺町知正議員質疑.....	23
梅田水道部長答弁.....	23
13番 寺町知正議員質疑.....	23
梅田水道部長答弁.....	24
13番 寺町知正議員質疑.....	24
梅田水道部長答弁.....	24
13番 寺町知正議員質疑.....	26
梅田水道部長答弁.....	26
15番 中田静枝議員質疑.....	27
室戸保健福祉部長答弁.....	27
15番 中田静枝議員質疑.....	28
室戸保健福祉部長答弁.....	28
15番 中田静枝議員質疑.....	28
室戸保健福祉部長答弁.....	29
15番 中田静枝議員質疑.....	29
室戸保健福祉部長答弁.....	30
17番 村橋安治議員質疑.....	31
林総務部長答弁.....	32
17番 村橋安治議員質疑.....	32
林総務部長答弁.....	33
17番 村橋安治議員質疑.....	33
13番 寺町知正議員質疑.....	33
休 憩（午前10時57分）.....	34
再 開（午前10時57分）.....	34
嶋井助役答弁.....	34
13番 寺町知正議員質疑.....	34
嶋井助役答弁.....	35
13番 寺町知正議員質疑.....	35
嶋井助役答弁.....	36

日程第2 委員会付託（議第111号から議第128号）	36
散 会（午前11時04分）	36

12月20日（水曜日）第3号

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
説明のため出席した者の職氏名	37
職務のため出席した事務局職員の職氏名	38
開 議（午前10時00分）	39
日程第1 一般質問	39
1．19番 小森英明議員質問	39
（1）下水道事業の今後の計画について	39
梅田水道部長答弁	39
小森英明議員質問	40
平野市長答弁	40
小森英明議員質問	41
平野市長答弁	41
2．3番 横山哲夫議員質問	42
（1）有害鳥獣対策について	42
松影産業経済部長答弁	42
横山哲夫議員質問	43
松影産業経済部長答弁	44
横山哲夫議員質問	44
松影産業経済部長答弁	44
（2）滞納整理について	45
長屋市民環境部長答弁	45
横山哲夫議員質問	46
長屋市民環境部長答弁	46
3．10番 後藤利丸議員質問	47
（1）国道256号線バイパス全線開通は	47

長野基盤整備部長答弁.....	47
後藤利汎議員質問.....	48
長野基盤整備部長答弁.....	49
後藤利汎議員要望.....	49
休 憩（午前10時45分）.....	50
再 開（午前11時05分）.....	50
4 . 2 番 尾関律子議員質問.....	50
（ 1 ）放課後子どもプランについて.....	50
小林教育長答弁.....	51
尾関律子議員質問.....	51
小林教育長答弁.....	52
（ 2 ）防災対策について.....	52
林総務部長答弁.....	53
尾関律子議員質問.....	55
林総務部長答弁.....	55
尾関律子議員質問.....	56
室戸保健福祉部長答弁.....	56
5 . 4 番 宮田軍作議員質問.....	57
（ 1 ）地域情報化事業について.....	57
林総務部長答弁.....	57
宮田軍作議員質問.....	59
林総務部長答弁.....	60
宮田軍作議員質問.....	61
平野市長答弁.....	61
休 憩（午前11時57分）.....	62
再 開（午後 1 時00分）.....	62
6 . 9 番 影山春男議員質問.....	62
（ 1 ）入札に関して.....	62
平野市長答弁.....	63
影山春男議員発言.....	64
7 . 11 番 谷村松男議員質問.....	64
（ 1 ）除雪の対応について.....	64

長野基盤整備部長答弁.....	66
谷村松男議員質問.....	66
長野基盤整備部長答弁.....	67
(2) 新聞のおくやみ掲載について.....	68
長屋市民環境部長答弁.....	68
谷村松男議員発言.....	69
8 . 15番 中田静枝議員質問.....	69
(1) 休止中の一般ゴミ焼却施設活用で市財政の効率化を.....	69
平野市長答弁.....	70
中田静枝議員質問.....	72
平野市長答弁.....	74
(2) 子どもたちの給食調理民間委託は中止を.....	74
小林教育長答弁.....	75
(3) 出資金などで水道料金値上げは見直しを.....	76
休 憩 (午後 2 時03分)	77
再 開 (午後 2 時03分)	77
平野市長答弁.....	77
中田静枝議員質問.....	77
休 憩 (午後 2 時08分)	78
再 開 (午後 2 時09分)	78
平野市長答弁.....	78
中田静枝議員発言.....	79
休 憩 (午後 2 時12分)	79
再 開 (午後 2 時35分)	79
9 . 13番 寺町知正議員質問.....	79
(1) 市長及び市議会議員の選挙費用を税金で負担することの是非.....	79
平野市長答弁.....	82
寺町知正議員質問.....	85
平野市長答弁.....	86
(2) 市の中期予測に基づく財政の破綻について.....	86
林総務部長答弁.....	87
寺町知正議員質問.....	88

林総務部長答弁.....	89
寺町知正議員質問.....	89
平野市長答弁.....	89
(3) 許認可権限のある市の財産管理の姿勢について.....	90
嶋井助役答弁.....	91
寺町知正議員質問.....	92
嶋井助役答弁.....	93
散 会 (午後 3 時 22 分)	94

12月22日 (金曜日) 第 4 号

議事日程.....	95
本日の会議に付した事件.....	98
出席議員.....	102
欠席議員.....	103
説明のため出席した者の職氏名.....	103
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	103
開 議 (午前 10 時 00 分)	104
日程第 1 常任委員会委員長報告.....	104
日程第 2 委員長報告に対する質疑.....	105
日程第 3 討 論 (議第 111 号から議第 128 号まで)	106
15 番 中田静枝議員反対討論.....	106
日程第 4 採 決 (議第 111 号から議第 128 号まで)	107
日程第 5 発議第 8 号 全国森林環境税の創設を求める意見書について.....	111
7 番 武藤孝成議員提案説明.....	111
日程第 6 質 疑.....	111
日程第 7 討 論.....	111
15 番 中田静枝議員賛成討論.....	112
日程第 8 採 決.....	112
日程第 9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	112
日程第 10 質 疑.....	115
日程第 11 閉会中の所管事務調査報告について.....	115
日程第 12 質 疑.....	117

日程第13 閉会中の継続審査・調査について.....	117
閉 会（午前10時42分）.....	118
会議録署名者.....	118

平成18年12月6日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 12月6日(水曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成18年12月6日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 日程第5 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 日程第7 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第12 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 日程第13 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 日程第14 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 日程第18 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 日程第19 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第20 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 日程第21 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 日程第5 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 日程第7 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第12 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 日程第13 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 日程第14 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 日程第18 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 日程第19 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第20 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 日程第21 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

出席議員（22名）

1番 吉田茂広君

2番 尾関律子君

3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計 事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境 部長	長屋義明君
保健福祉 部長	室戸弘全君	産業経済 部長	松影康司君
基盤整備 部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開会

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、8番 河口國昭君、16番 藤根圓六君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より12月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 報第11号から日程第21 議第128号まで

議長（久保田 均君） 日程第3、報第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、議第111号 山県市副市長定数条例について、日程第5、議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について、日程第6、議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について、日程第7、議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について、日程第12、議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について、日程第13、議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について、日程第14、議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第15、議第122号 平成18年度

山口市介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第16、議第123号 平成18年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)、日程第17、議第124号 市営土地改良事業の施行について、日程第18、議第125号 市営土地改良事業の施行について、日程第19、議第126号 山口市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について、日程第20、議第127号 山口市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について、日程第21、議第128号 山口市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について、以上19議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年山口市議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

安倍内閣が発足してからも「地方の活力なくして国の活力なし」との指針が示され、現在、国会では地方分権改革推進法案が審議中でございます。これは、平成7年に成立した地方分権推進法に続く新地方分権推進法とも言われるものでございまして、同法案においては、国と地方が共通目的である福祉増進に向かって相互に協力する上で、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めることによって、自らの判断と責任において行政運営をすることを促進し、もって個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を図ることが基本理念とされております。全国市長会におきましても、地方分権の推進、都市財政基盤の充実強化等、決議や要望をいたしているところでございます。市民の方がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、改めて邁進してまいり所存でございます。

さて、11月1日にオープンいたしました山口市てんこもりにつきましては、市内外からの多くの来店者から好評を得ておるようでございますし、10月24日に全線開通しました南・八京線につきましても、交通が増え、その機能が発揮されつつあると実感しているところでございます。また、諮問してございましたごみ処理場の機種選定につきましても、去る11月30日に答申をいただいております。今後、検討を加えてまいり所存でございます。また、学校でのいじめが大変問題になっております。本市といたしましては、次代を担う児童・生徒の教育環境に配慮した学校のあり方につきまして、現在検討いたしておるところでございます。また、国際問題につきましても大変危惧するところがございます。本市におきましても、国民保護協議会において御検討いただいております。国内外から身近な分野に至るまで、各般にわたる行政の課題につきまして、今後とも、議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

次第でございます。

それでは、本定例会の提出案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本日提案いたしております案件は、専決処分案件 1 件、条例案件 7 件、補正予算案件 3 件、その他の案件 8 件の計 19 案件でございます。これより、これらの概要につきまして御説明を申し上げます。

報第 11 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、本年 8 月 29 日に地方自治法第 180 条に基づき専決処分したものでございまして、同条の規定により報告するものでございます。詳細につきましては、お手元の資料に記載してありますので、よろしく御願申し上げます。

次に、議第 111 号から議第 114 号までは、第 164 通常国会で成立した地方自治法の一部改正に係る改正が主な内容でございまして、個別に順次説明をさせていただきます。なお、同法律の施行期日は、基本的には平成 19 年 4 月 1 日となっております。

議第 111 号 山県市副市長定数条例につきましては、今般の法改正により副市長の定数を条例で定めることとなりましたので、本条例を定めようとするものでございます。なお、この副市長につきましては、さきの地方制度調査会での答申を踏まえた法律改正に伴うものでございまして、法律施行時に現に助役である者は副市長として選任されたものとみなすこととなっております。

議第 112 号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例につきましては、今般の法改正による助役・収入役の廃止と副市長の設置に係る改正、市吏員を市職員とする改正等に伴い、7 つの条例の一部改正を一括して行おうとするものでございます。具体的には、山県市表彰条例、山県市特別職報酬等審議会条例、山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例、山県市教育長の給与その他勤務条件に関する条例、山県市職員等の旅費に関する条例、山県市税条例、また、山県市小口融資条例の 7 条例でございます。

次に、議第 113 号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例につきましては、今般の法改正により収入役が廃止となることに伴い、廃止しようとするものでございます。

議第 114 号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、監査委員の定数を条例により定めることとなっていたものですが、今般の法改正により監査委員の定数が定められましたので、この条項を削るほか、決算審査をより詳細なものにするため、審査期間を 7 日間から 30 日間へと変更するなどの改正をしようとするものでございます。

次に、議第 115 号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正に準拠し、休憩時間を廃止すべく改正しようとする

ものでございます。

議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正により、介護補償の対象とならない施設として障害者自立支援法に基づく障害者支援施設が規定されましたので、これに準じて改正しようとするものでございます。なお、この改正による適用時期は平成18年10月1日となっております。

次に、議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条例の改正をしようとするものでございます。その主な内容につきましては、用語の表記方法の変更、別表から本則への規定がえ等で、適用の時期は、障害者自立支援法関係の規定は平成18年10月1日、その他の規定は平成18年4月1日となっております。

次に、議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、岐阜県後期高齢者広域連合規約を定め、岐阜県内の42市町村により広域連合を設置して、当該事務を行わせようとするものでございます。

規約の主な内容について御説明申し上げます。広域連合が処理する事務は、基本的に窓口事務を除くすべての事務でございます。広域連合の議会は、市町村長等の中から市町村議会で選出する42人と、市町村議会議員7人とで構成し、委員4人の選挙管理委員会と監査委員2人が置かれることとなっております。なお、医療給付費と保険料等の納付すべき額は、当該市町村の負担すべき額であります。なお、共通経費につきましては、均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%となっております。

議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更につきましては、地方自治法の改正により、助役の廃止と副市長設置に伴う改正でございます。

議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更につきましては、地方自治法の改正によるもので、助役の廃止と副市長の設置、収入役の廃止と会計管理者の設置、吏員を職員に改めることに伴う改正等でございます。なお、会計管理者は特別職ではなく、一般職となっております。

議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,673万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を135億3,080万2,000円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正をするものでございます。

主な内容につきまして、歳出の款ごとに概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、財政調整基金のほか各種基金の運用収益の利子が確定

したことに伴い、各基金への積立金249万7,000円及び地域情報化事業特別会計への繰出金200万円を計上いたしております。基金積み立ての財源は、基金の運用から生ずる利子を充当いたしております。

次に、民生費につきましては、後期高齢者医療広域連合設立に係る市町村負担金の追加分62万1,000円を計上いたしているほか、前年度分の県高齢者在宅福祉事業補助金返還金29万2,000円、養護老人ホーム措置人数の増、本年10月の老人福祉法改正に伴う事務費等措置単価改正及び当該老人ホームの施設においても介護サービスを受けられるようになったことに伴う低所得者の介護サービス利用負担加算金など扶助費776万8,000円、介護保険繰出金56万3,000円、また、高富地域において地域密着型サービス拠点を整備したグループホームききょうの事業主に対し補助金1,500万円、富岡保育園の備品購入費30万円をそれぞれ追加計上いたしております。これらの財源につきましては、地域密着型サービス拠点グループホームききょうの整備には国の地域介護・福祉空間整備交付金1,500万円、富岡保育園の備品購入費は寄附金30万円を充当いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、大桑機械化営農組合のトラクターの購入を補助するぎふクリーン農産物販売促進事業補助金234万5,000円、有害野生鳥獣の捕獲数が激増しましたことに伴う野生鳥獣被害防止助成金340万円、森林整備の面積増に対し市単独によりましてかさ上げ補助を行っております流域公益保全林整備事業補助金368万3,000円、県の内報を受け花粉症対策として実施する高齢級間伐促進事業補助金517万5,000円をそれぞれ追加計上いたしているほか、緑資源機構の本年度の幹線林道整備事業費の確定しましたことに伴い、用地使用料641万8,000円、立木補償費575万6,000円の増額及び登記手数料32万円、登記調査・測量業務委託料80万円、用地費80万円の減額を計上いたしております。これらの財源は、県のぎふクリーン農業生産流通総合整備事業補助金234万5,000円、野生鳥獣被害防止助成金10万3,000円、高齢級間伐促進事業補助金395万8,000円のほか、受託事業収入として緑資源機構からの緑資源幹線林道開設委託金601万7,000円を計上いたしております。

次に、消防費につきましては、模擬消火訓練装置の購入費70万2,000円を計上いたしております。この財源につきましては、財団法人日本防火協会の助成金60万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、美山中央公民館の水道管破損による修繕工事費93万円、花咲きホール施設利用の増に伴う電気料金120万円を追加計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の款ごとに申し上げますとおり、県補助金等のほか、県営かんがい排水事業の中濃用水工事負担金に係る起債の借入金が確定したことによる一

般公共事業債600万円、さらに不足する財源としまして、前年度繰越金1,991万円を追加計上いたしております。

債務負担行為補正につきましては、本年度において出演者の交渉等の準備が必要となりますことから、花咲きホールイベント事業費としまして500万円を新たに追加しようとするものでございます。

地方債補正につきましては、前述の県営かんがい排水事業に係る一般公共事業債の追加でございます。

次に、議第122号 平成18年度山口市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に459万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を17億1,769万4,000円とするものでございます。内容につきましては、要介護認定者から要支援認定者への移行が計画より下回ったため、居宅介護サービス計画給付事業を増額し、介護予防サービス計画給付事業を減額として相互のケアプラン作成負担金2,270万円を相殺しましたほか、低所得者の食費と居住費の保険給付で補う特定入所者介護サービス給付費負担金450万円、介護給付費準備基金の運用収入の利子が確定しましたことに伴う同基金への積立金9万5,000円を追加計上いたしております。

歳出補正額に連動する財源といたしまして、保険給付につきましては、国・県・支払基金・一般会計繰入金をそれぞれ定められた負担率により計上いたしているほか、介護給付費準備基金積立金には同基金の運用利子9万5,000円、さらに不足する財源は前年度繰越金85万4,000円を計上いたしております。

議第123号 平成18年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に300万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億4,627万9,000円とするものでございます。内容としましては、市民からの申し込みにより、市が直接接続を行うためのIP電話専用機の購入費200万円及び新規に各自で購入される方、または既にIP専用電話を購入されている方を対象に、1モデム当たり1台を限度とし1,000円を助成するための経費100万円を計上いたしております。歳入の100万円につきましては、市民からの申し込みによる市のIP専用電話接続に係る負担金でございます。

次に、議第124号 市営土地改良事業の施行につきましては、大桜地区の基盤整備事業に係るものでございまして、用水・排水路施設の改修、暗渠排水の布設を予定しております。概算事業費で2億6,659万8,000円、期間は平成19年度から平成23年度までを予定いたしております。

議第125号 市営土地改良事業の施行につきましては、大森地区の基盤整備事業に係る

ものでございまして、用水施設整備を予定しており、概算事業費では5,515万8,000円、期間は平成19年度から平成20年度までを予定しております。

議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更につきましては、当初設計時からの単価の見直し、契約差金や工事進捗に伴う詳細部分の変更等に伴い、日本下水道事業団との協定により契約金額11億8,300万円を11億3,600万円へ変更しようとするものでございます。

次に、議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更につきましては、阿原地内と京ヶ洞地内において施工いたしております工事で、大日本土木株式会社との契約金額1億6,474万5,000円を1億8,266万6,400円に変更しようとするものでございます。増額の理由としましては、埋め戻しを予定していました掘削土の土質が悪いことによりまして、残土処分費及び賄い土の購入等が必要となったためでございます。

次に、議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更につきましては、鴻ヶ池地内と向イ地内において施工いたしております工事でございまして、株式会社奥村組との契約金額1億8,648万円を2億247万6,750円へ変更しようとするものでございます。増額理由につきましては、第11工区の変更理由と同じく土質によるものでございます。

以上、概要を御説明申し上げましたが、十分に御審議賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

ただいま提案説明申し上げた中で、一部修正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初の報第11号の損害賠償の額を定めることについての専決処分でございますが、先ほどは本年8月29日と申し上げましたが、本年10月16日ということでございますので、その点、訂正をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長(久保田 均君) 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでございました。

議長(久保田 均君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす7日より13日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時32分散会

平成18年12月14日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月14日(木曜日)

議事日程 第2号 平成18年12月14日

日程第1 質 疑

- 報第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更
について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更
について

日程第2 委員会付託

議第111号	山県市副市長定数条例について
議第112号	山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
議第113号	山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
議第114号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
議第115号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第116号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第117号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第118号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
議第119号	岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
議第120号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理規約の変更について
議第121号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第122号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第123号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
議第124号	市営土地改良事業の施行について
議第125号	市営土地改良事業の施行について
議第126号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
議第127号	山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
議第128号	山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

報第 11号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
議第111号	山県市副市長定数条例について
議第112号	山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
議第113号	山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
議第114号	山県市監査委員条例の一部を改正する条例について

- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更
について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更
について

日程第2 委員会付託

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について

- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
議第124号 市営土地改良事業の施行について
議第125号 市営土地改良事業の施行について
議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の変更について
議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更
について
議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更
について
-

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 平野元君 助役 嶋井勉君

教育長	小林 囿之君	参与兼会計 事務局長	垣ヶ原 正仁君
総務部長	林 宏優君	市民環境 部長	長屋 義明君
保健福祉 部長	室戸 弘全君	産業経済 部長	松 影康司君
基盤整備 部長	長野 昌秋君	水道部長	梅田 修一君
消防長	高橋 信夫君	教育次長	土井 誠司君
総務部次長	田中 公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸 時夫	書記	高橋 幸弘
書記	堀 達也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、6日に議題となりました報第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分についてから議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更についてまでの19議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により順次発言を許します。

通告順位1番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 議第124号と125号の市の土地改良事業関係ですけれども、これに関して、まず1つ目ですけれども、山県市という合併した自治体になってからで結構ですけれども、土地改良事業の申請状況、それからその申請の確定状況、それから今回提案された2件の事業についての申請の経過を説明していただきたいと思います。それから、国や県がかかわる事業だというふうに思いますけれども、基本的に市町村側から申請すれば認められるという現状にあるのか、あるいはかなり競争が厳しくて採択もしてもらいにくいのか、あるいはどういった採択状況、そのあたりをお聞きします。

もう一点ですけれども、地権者が相当数あるというふうに思いますけれども、今回事業内容が用水・排水施設の改修及び暗渠排水の布設というふうになっています。それで、用排水というのは水路ですから関連する地権者の同意がないと分断するからそんなことはないと思うんですね。そういった関係で、同意の状況、同意が既にとれているのか、見込みがあるのかという、そういった状況、それから、逆に暗渠排水は個人の土地のことというふうにとれますけれども、そういったことでその同意がとれているのか、あるいは全体の筆数に対する取得状況とか見込み、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） お答えします。

まず、1点目でございますが、市になってからの土地改良云々でございますが、これは、美山の青波地区におきまして昭和32年から34年にかけて団体営土地改良事業で設置した水力揚水機等の老朽化が激しく、営農に支障を来していることから、水力揚水機等の補修で平成15年度に事業認可の申請を、議会の議決を得まして、平成16年から平

成17年にかけて総事業費6,667万6,000円で実施しました。

また、今回、大桜と大森につきましても同様な市営土地改良事業を実施するものでございます。この事業につきましても、昭和46年から57年という、古い、30年もたちましたもので、水路とか用水路、排水路は老朽化しておりますし、一部暗渠排水につきましても、以前県営土地改良事業で暗渠排水を行いまして、その時点で30年もたっていますもので、水漏りがありますもので、地元の地域の要望を受けまして行います。

そういうようなことで、今年度は19年度の採択に向けて許認可申請を申請するというところで、今回議会の議決を得まして県へ提出するようなことであります。

それから、2点目につきましても、この申請を県へ出したら採択率は云々でございますが、県に確認しましたけど、一応採択は認められる予定でございます。

また、最後に、地権者の同意でございますが、これは以前、19年度に行う事業でございますし、17年度から地域の方の意見も盛り上がりまして、用排水路につきましても水利組合等がありますので、水利組合等に同意を求めまして、大桜につきましても大森につきましてもその路線の水利組合がありますのでその水利組合の同意を得まして行いました。それから、あと、暗渠排水につきましても個人の同意でございますので、大桜につきましても500人ぐらいの地権者がおりますけど、その中で要望をとりまして、要望のあった方だけ今回行う予定でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 答弁漏れの部分をまず聞きますけど、採択率とか競争率って、この件はもう話ができているというのは大体わかるんですけど、一般的に土地改良を申請したら、昔はともかく今の時代、どこの自治体からでもどこの案件でも出したらほとんど認めてもらえるのかどうかという意味で競争率とか採択率をお聞きしましたので、この件じゃなくて、国や県が土地改良事業に対して今どういう姿勢かということをお答えいただきたいということです。一般的に申請すればすべて大丈夫ですということか、かなり厳しい審査がありますとか、そういったことです。

それから、もう一点漏れているのは、暗渠排水ですけど、500人ということでしたけど、どれくらい希望しているのかということ、500人のうち全員なのかゼロなのか300なのかというパーセントということと、再質問ですけれども、今の同意の関係ですけれども、水利組合、用排水は水利組合ということでしたけど、そういった場合よくあり得るのは、水利組合はいいと言ったけど実際に事業に入ると個々の構成員の中でやっぱり嫌という人が出てくる可能性があると思うんですけど、そこは絶対ないと確信を持っ

ているのか。水路だからやっぱりきちっと連帯して同意がとれないとまずいと思うんです。そのあたり、個々の構成員の確認の見込みですね。

それから、もう一つ、予算的なことですけど、この土地改良事業の市、県、国の負担する額とか率、これはどのようになっているのか。定まっているとは思いますが。それから、対して受益者、個々の地権者の負担する額とか率というところ。それと、もう一つ、来年から予算化するということだと思いたくはありますが、山口市は一般財源でこれを賄っていくのか、それとも起債などでいくのか、その方法、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 競争率云々でございますが、この件につきましては採択されると思いますけど、今、国、県につきましては財政的に厳しいもので、要望したら全部採択というのではないと思っております。

それから、2点目の地権者の同意でございますが、水利組合につきましては、先ほども申し上げましたように、平成17年、18年にかけて水利組合の方の役員会を開きまして、その方の全員の同意を得ております。それから、暗渠排水の同意の関係でございますが、五百何人とさっき言いましたけど、今回は87名の方の筆を行う予定でございます。

それから、予算的でございますが、国につきましては50%、県は9%、市につきましては、用水とか暗渠排水につきましては31%、排水につきましては41%、地元負担が10%でございます。それから、来年度予算化されるということでございますが、一般財源とか起債につきましては、今、予算査定とか予算の審議でございますので、これからどういふふうにしたらいいということは今度検討してまいります。よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の市の財政的な部分ですけど、まさに12月で予算査定といってもほとんど基本方針というのは決まっていなければいけない。個別の細かい事業はどうなるかとか、そこは市長の決断になるんでしょうけれども、こんな骨格的な部分がまだ明確じゃないというのはちょっと理解しがたいですね、12月で。そのあたり、実際の程度の検討状況か、もう少し詳しくお願いします。

それと、もう一点ですけど、現在農業というのは非常に厳しい状況にある。水田、あるいは今回の事業も水田を利用する、あるいはその転換としての畑地農業も振興したいという趣旨かと思いたくはありますが、すべて厳しい中でこういった事業を市がどう評価していくのかというところはやっぱり問い直しが必要な時代であろうと思いたくはあります。そこで、今後、地域あるいは関係者から申請のあった場合に、はい、わかりましたとすぐ申請を

受け付けていくのか、もっと慎重に検討してすり合わせをするのか、あるいは抑制していくのかといったところはどのような方針でいくんでしょうか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 起債の関係でございますが、今、予算査定でございますし、骨格がもう間もなく決まりますので、検討を重ねて、よい、有利な起債がありましたら検討していきます。

それから、農業の関係でございますが、私どもは地域農業を推進していく立場でございますのでこの事業はぜひ推進していきたいと思っておりますし、それから、申請があった場合ということでありまして、地元の同意が一番でございますし、あと予算関係もありますもので、今後そういう事業があった場合には十分検討して進めてまいります。よろしくをお願いします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。質問を変えて。

13番（寺町知正君） では、次に、議第126号、下水道の浄化センターの関係ですけれども、今回、協定の変更ということで4,700万円の増額ということ。いろんな事業の変更というのは常にあると思うんですけれども、協定を結んで、ここに来て変更ということ。それで、基本は入札にして事業をする、そういった事業ですから、この変更というのは入札差金で説明を受けました。計算すると4%なんですよ。今の時代、こんな大きな規模の事業を入札にかけると、15%、例えば85%だとか80%だとか70%台で落ちるのが普通と言われている時代なんですよ。それが4%の変更しか出てこないというのは非常にまずいのではないかなという気がするんですが、そのあたり、どういった経過でこの4%、4,700万円という減額が出てきたのか、もっと出てしかるべきではないのかというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

今回は計で4,700万円の減額ということでございますが、まず、この内訳を説明させていただきます。この4,700万円の減額の内訳でございますが、工事請負差金が3,466万500円、それから発注のための設計及び工事精査による減額が574万3,500円、工事の減額に伴う事業団の管理諸費の減額が659万6,000円でございます。

発注のための設計及び工事精査に係る減額の内訳といたしましては、まず、工事発注のための設計における新単価への見直し及びコスト縮減等による減額、それから、工事における地盤改良本数、仮設工の損料日数等の精査による減額、それと、現場発生土、掘削土が軟弱で埋め戻し土に適さず、土壌改良が必要になったこと及び地盤改良時に発

生する泥水処理が必要になったこと等による増額で、差し引きをいたしますと574万3,500円ということになります。

それと、請負差金が4%ほどしかないということでございますけども、これは、事業団の方でこの工事につきまして入札が行われたところでございますけども、これは一般競争入札で行われています。参加業者は、5つの共同企業体が入札に参加をいたしまして、1回目の入札で落札ということになっておりまして、あくまでも入札の結果でございますので、適正であるというふうに考えております。なお、入札に関しましては、今年度、管理棟の本体工事とか、電気設備、それから水処理設備、こういったものの発注がもう済んでおります。その結果を見ますと、例えば電気ですと50.8%、水処理ですと70%台の入札ということで、これはあくまでも入札の結果でございます、適正であると考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 減った分、増えた分、いろんなのがあって差し引き最終的に4,700万という趣旨かと思えますけれども、ただ、突然出てきた土質の問題だとかはおいておいて、工事という意味で見るとやっぱり6%程度の減額になる程度じゃないかなというふうにお聞きします。

それで、事業団の過去の歴史も考えつつ今回のことについて確認したいんですけど、設計金額、事業団が積算した設計金額はイコール予定価格として入札に出したのかどうかというところですね。山県市の場合は8とか9とか10%の足切りをして予定価格を決めているという習慣があると思うんですけども、事業団はどうかというところ。そして、山県市が発注するわけですから山県市と同じ方法で求めるべきではなかったのかなということをおもいます。その点。

とりあえずそこまでお願いします。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） お答えをします。

事業団の場合ですけれども、国の方針に沿って設計金額イコール予定価格というふうで発注をしておるということでございます。

それと、山県市と同じ方法で、例えば分類といいますか、そういったことを同じようなふうにして発注してはというような御質問でございますけれども、事業団は事業団の発注の基準を持っておりますので、やはりそれに沿って行う必要がございます。そして、一応8割程度を調査価格というようなふうで、これも基準を設けておるわけなんですけ

ども、それ以下になると調査をかける、内容を調査するというようなこともやっているということで、事業団と山県市は基準がちょっと違うものですから、一応事業団の方は事業団の基準に合わせて発注をしてもらっているというようなことでございます。よろしくをお願いします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再々質問ですけど、先ほど入札が5つのJVでやったということで適正じゃないかという趣旨でしたけれども、今、全国で、一般競争入札でいくべきだということを国も言い、各自治体もそちらにどんどん進んでいっているわけですね。今、部長の答えは一般競争入札だということでしたが、今の考え方としては、JVというのは、JVを含むということの中で談合が成立すると、だから、談合をなさいよというのがJVだというふうに言われるような時代になってきているわけですね。そういった意味で、部長あるいは市の方が一般競争入札でJVだったから大丈夫ですというのではなく、JVはやめてくれと言うべき時代じゃないかと思うんです。そうしないと低価格に落ちつかないというふうに思うんですが、そのあたり、いかがですか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 一応、今の入札の件でございますけども、一般競争入札にしては、5社ということで、5つの共同企業体ということで、ちょっと業者数が少ないようなふうに感じるわけなのでございますけども、一応、施設を適正に施工するためにはやはり施工ができるかどうかという審査が行われます。そういった関係で5つの業者に絞られたのではないかというようなふうに思っております。

あとですが、談合イコールJVというような、通常そういったことが考えられるのではないかとございまして、私どもとしては一応そんなふうには考えていないわけなんですけども、事業団の考えもございまして、また今後そういった点については事業団と打ち合わせをしていきたいと考えます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 次の質問ですけれども、議第127号及び128号の下水道の具体的な各工区の工事関係、これは両方とも増額ということで出ています。127号の方が1,792万1,400円の増額10.9%、事業費を増額したいということ、128号が1,599万6,750円、8.6%の増額ということなんですけれども、通常、事業者が工事を発注する、仕事をすると、安くできたって安く済みましたので契約変更して減額してくださいと業者から言うことはないはずですよ。そういう世界なのに、今度、増えたから、はい、増額して

くださいというのは何か、すごく偏り過ぎていると素朴に思うんですが、そのあたり、
どういった背景か、市として問題はないと考えるんでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

私どもといたしましてはあくまでも、工事につきましては施工されたものについて工事代金を支払うというのが原則でございますので、もし施工延長等が減れば当然そういったものは減額をいたします。

増額につきましては、想定できないような事態、地質なんかのことも含めますけども、そういったことについて、やむを得ないものについて増額を認めるということで、増額だけ認めて減額については認めないというようなことはございません。あくまでもでき上がったものに対しての工事費でございますので、やはり施工が少なければそれだけの費用しか支払わないということになると思います。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、今回認めた特別な理由ですか、想定していなかった
というか、そういった事情、理由ということと、それからその金額になった積算、そこ
を示していただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 梅田部長。

水道部長（梅田修一君） それでは、変更の理由の詳細につきまして説明をさせていただきます。11工区、12工区とも大体同じような内容でございますのであわせてお答えを申し上げます。

1点目は、開削工に伴う残土処分費及び埋め戻し土の購入費用の追加でございます。

管渠工事の設計に当たりましては、平成17年度に本工事施工区域19ヘクタールの中で計8カ所のボーリング調査を行っております。ボーリング調査の目的としましては、施工箇所である鴻ヶ池、向イ、阿原、京ヶ洞地区の地盤が軟弱なために周辺の家屋等への影響が懸念されることから、推進工施工区間の決定及び推進工の施工方法の選定ということに重点を置いて調査をいたしております。

管渠開削部に使用できるデータをとるための地質決定でございますけども、これは道路上で行う必要がございます。ただし、この調査には2メートル掛ける3メートルのスペースが必要となりますので、交通規制の必要のない箇所、道路の広い箇所とか、こういった箇所で行う必要がございます。したがって、調査を行う箇所が限定されるわけでございますが、この条件を満たす3カ所で調査を行っております。

地質調査のデータからは、良質な土は道路面から最低で80センチ、80センチしか良質な土がないですよという部分と、それから、最高で2.1メートル、2メートル10のところまで良質な土があるといった部分がありました。この部分が埋め戻しに使える土というようなこととなります。この結果、埋め戻し可能な各地域土は平均で1.3メートルというような部分となりまして、今回の開削工事の平均の掘削深といいますのは基礎砕石部分の10センチを除いて1.3メートルということでございますので、差し引きすべて現場内で、その残土で賄えるというふうに判断をして設計を行っております。

しかし、実際の工事に当たりまして掘削をしましたところ、比較的浅い箇所で粘性土とか腐植土、腐った植物の土と書きますけども腐植土があらわれたために、工事請負約款の第18条の条件変更等によりまして、施工業者から土の入れかえについて協議書が提出されております。

これに基づきまして、市の監督員におきまして、本工事の設計監理を委託しております県の建設研究センター及び業者を立ち合わせまして、現場で土の状況を確認いたしました。その結果、現場発生土で埋め戻しに転用できるのは、11工区が道路面から平均で60センチとなりまして、約70センチ部分につきましては土の入れかえが必要となりました。また、12工区につきましては、埋め戻しに転用できるのは道路面から平均で40センチということで、約90センチ部分については土の入れかえが必要となりましたので、県の建設研究センターへ変更設計を指示いたしましたところでございます。したがって、埋め戻しに適さない掘削土の残土処分費及び埋め戻し土の購入費用の追加が必要となったわけでございます。

なお、残土処分量といたしましては、11工区が1,033立米、12工区が2,200立米、購入土の量は、11工区が709立米、12工区が1,650立米となっております。残土処分量と購入土の量が違いますのは、購入土では、管とか砕石部分、それからマンホール部分、こういった部分が除かれますので、購入土は少なくなるということでございます。

次に、2点目でございますけども、推進工事を行う道路の夜間開放に伴う費用の追加でございます。

推進工事につきましては、当初費用がかかるということで、なるべく施工単価を安く上げようということで、昼夜交通規制を行って施工するように設計をいたしております。しかし、地元調整を行った結果、昼夜の交通規制について協力を求めたわけでございますけども、ワンスパン、マンホールからマンホールの間の工期に約3週間を要するために夜間については交通開放してほしいという地元からの強い要請がございまして、夜間については交通規制ができないということで、やむを得ず交通開放するということにな

ったために、施工方法の変更に関し、これも施工業者から協議書が提出されております。

施工方法について、監督員において県の建設研究センターを交えて検討をした結果でございますけれども、夜間交通開放する方法としては、夜間、車などが通行できるように、推進工の立て坑、これは、管渠を発進させ、及び到達をさせるために掘る立て穴でございます、4メートルから5メートルほどでございますが、これに最終的にはマンホールが構築されるものでございます。これの上部1.5メートルに鋼鉄製の土どめを施工いたしまして、その上部、穴をふさぐための覆工板を設置する方法以外に適当な方法がないということで、この方法で変更設計をしたところでございます。したがって、鋼鉄製の土どめ1.5メートル部分の施工費用と覆工板の設置並びに撤去費用の追加が必要となりました。

なお、推進工、立て坑の数でございますけれども、11工区が23カ所、12工区が20カ所でございます。この変更の内容といたしましては、当初想定はしていなかったこと、またやむを得ない理由と考えますのでよろしく願いをいたします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 具体的な数字も出てきましたけれども、127号の議案の方が1,792万、128が1,599万という増額ですけれども、今、2つの理由がありましたね。推進工法という工法、当初国道だけそれでいくと言われていた方法を地域の中でもやったということによって、しかもそこが軟弱地盤だから土をたくさん入れかえなきゃいけないと。それによって生じる費用が1,500万とか1,700万のうちのどれくらいなのか、率でいいんですけど。それから、もう一つ、夜間開放、夜間通れるようにするということによって増額になった分がどれくらいなのか、その比率を知りたいということと、もう一点、今後他の地区で推進工法をとるとということが想定されているのかどうか、想定されているとしたら夜間の通行を求めがあったら認めてやっていくのか、つまり高い方法でいくのか、それとも、やっぱり夜間は工事させてくださいと、それでいくのか、どういう考え方でしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問にお答えをします。

変更金額の内訳でございますけれども、まず11工区から申し上げます。11工区の方では、現場発生土、それから残土処分費、これは比率といたしまして20%ぐらいでございます。それから、夜間開放のための費用、これが大きくて63%、それから、その他工事精査ということがございまして、これが17%というふうになっております。

それから、12工区の方でございますけれども、現場発生土の処分と購入費用の追加とい

う事で41%、それから、夜間開放のための費用、これが58%、工事精査が1%というような率でございます。

それと、もう一点、他の地区でこのような推進工事が出た場合に、これと同じように夜間開放をして工事を行っていくのかということでございますけども、基本はこういう形になると思いますけども、工事の発注につきましては発注前に、地元調整といいますが、地元説明会は行っておるわけでございますけども、そこの中でよく地元と調整をいたしまして、こういったことのないようにきちっと対応を今後進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（久保田 均君） 以上で、寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 議第118号の後期高齢者医療広域連合の設置についての案件について質問をいたします。

この制度というのはことしの春に医療改革の法律が非常に大きく改悪をされたことによるものだというふうに認識をしておりますけれども、そのために中身が非常に心配だというわけですが、まず、1番目ですが、75歳以上の高齢者の医療保険の制度を岐阜県という単位でやるということで広域連合をつかってやっていくということなんですが、現在高齢者の方は、国民健康保険に入っておられる方、また、世帯主であったり、また、世帯員であったり社会保険などの扶養家族として医療保険に入っておられると、被保険者であるという方などいろいろあるわけですが、後期高齢者の医療制度が実施されるということになればこうした75歳以上の方の高齢者の保険料負担というのが大きく変わってくるというふうに言われているわけですが、実際にどんなふうに変っていくのかということをもまず想定される範囲で具体的な例で示されたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） お答えいたします。

保険料の賦課につきましては、所得割が50%、均等割が50%の比率で賦課されます。また、国の方の厚生労働省の試算によりますと、厚生年金受給額が208万円の標準的な受給者であれば保険料は毎月6,200円程度というふうな試算が示されておりますが、岐阜県におきます広域連合としての医療の関係でいきますと、平成20年度の調定額につきましては、平成19年秋ごろに臨時議会で保険料条例が提出される見込みでございます。

この保険料につきましては、高齢者医療確保法第104条の第2項によりまして、広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることというふうになっておりまして、県内

一率でない保険料は認められないというふうな内容になっております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 例えば、今の説明ですと、一律の保険料が決められるであろうと、決められることになっているというお話でしたけれど、市民の立場に立って、もうちょっと具体的に、例えば国民健康保険の方はどうなるとか、または社会保険などの息子さんの保険の扶養家族になっている人はどうなるとか、そこら辺のところをわかりやすく、被保険者が負担する方法が全く大きく変わるようですので、もう少しわかりやすく想定されるところを説明していただきたいと思うんですけど、例えば国民健康保険の方は75歳以上の方の中で被保険者がどのぐらいの割合、何人、75歳以上の方がどれだけおられて、そのうち国保の方はどれだけなのかまた、社会保険などの扶養家族になっておられる方がどれだけなのか、そういう人はそれぞれどういうふうなことになるのかというふうなところをわかりやすく説明していただきたいというふうに思いますけど。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 賦課につきましては、今御説明を申し上げましたように、20年度、この制度がスタートするわけでございます。そういった関係で、調定額そのものにつきましても、まだ県下42市町村が加入する広域連合におきましての掌握ができておりません。そういったことで、その点につきましての答弁は御勘弁を願いたいというふうに思います。

それから、もう一点の、今の現在のいわゆる老人保健の加入者がそのまま今回広域連合の方へ、高齢者医療制度の方へ変わるということでございまして、現在山県市におきましては、75歳以上の人は3,792人でございます。うち国保の加入者につきましては2,690人、社会保険に加入されておりますのが1,102人というふうでございます。それで、国保の税率につきましては国保の方の税率にのっとりまして課税をされておるというふうに思いますが、その全体の数字につきましては現在手持ちの資料がございませんので、また後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） この保険料の負担の問題については、結局、これまで自治体でも、国民健康保険に入らなくて息子さんとか娘さんとかが社会保険の方で入っておられる場合には、高齢者の方の収入がなくなった段階で社会保険の被保険者に扶養家族としてなるようにということで、恐らく行政の方としても進めてこられたんじゃないかというふうに思いますね。ですから、扶養家族の方は、社会保険などの扶養家族の方は保険

料が全く個別には負担が要らなかったんですけども、今度の場合には負担が一様にかかってくるということになるということで、高齢者の方の生活というのはここに大きな影響を受けることになるのかなというふうに思いますが、また、ここで問題になってくるのは、そういうわけで、負担能力がない人にも一律に課税がされていくという、そういう、そういう制度のようでありますので、そこら辺の自治体として今後どうやって判断していくのかということも非常に重要な問題になってくるというふうに思うわけですけど、自治体は一体これからこの問題についてどうやって向かっていく、山口市としてはどうやってこの問題を考えていくかということについて、市としての議論が行われてきているのかなということでちょっと疑問を思うわけですけど、そこら辺はどうでしょうか。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） お答えします。

高齢者医療確保法第111条によりまして、国民健康保険同様でございますが、低所得者に対して軽減措置がなされます。軽減額相当額につきましては、軽減額を、相当額を徴収した保険料実績とともに特別会計へ入れ、広域連合に納付するというような制度でございます。納入金の4分の3につきましては県の方で負担をし、市町村は残りの4分の1を一般会計から負担願うという制度が組み込まれております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。質問を変えて。

15番（中田静枝君） 市としても十分こういった問題について、今の御答弁ですと議論もされていないのかなという感想を今持ちましたけれども、これではいけないなというふうに思っておりますが、2つ目の質問ですが、広域連合になるということはこの山口市のこの議会で……。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質問を変えてください。

15番（中田静枝君） 2つ目の質問に移っております。この議会で議論することがなかなかできなくなってくるということになるわけですけど、そういったことで、住民の声が非常に遠く、届きにくくなってくるというふうに思います。

〔発言する者あり〕

議長（久保田 均君） 中田静枝君、発言をはっきりしてください。前の質問は終わりなんですから、121号に移ってください。

15番（中田静枝君） 2つ目の質問に行っております。

議長（久保田 均君） 行っておりますが、前と続きじゃ困るんだって。きっちり切り

をつけて質問してください。

15番(中田静枝君) この制度の中で、高齢者の声とか意思……。

〔発言する者あり〕

議長(久保田 均君) 121号に移ってください。

15番(中田静枝君) ちょっと待ってください。

議長(久保田 均君) 待つことないんです。

15番(中田静枝君) 発言通告は出しておりますので、1、2、3、4、5、6と出しておりますのでその順番で今言っていたわけですけど、いかなのですか。

議長(久保田 均君) この質疑については3回質疑をされておりますのでもう終了です。ですから、あとは、一般会計補正予算、121号に移ってください。

15番(中田静枝君) じゃ、ちょっと、私、そういうふうになるというふうに思っておりませんでしたので、発言通告をされている分について答弁をお願いしたいというふうに思います。それで次の質問に移りたいと思いますが。

議長(久保田 均君) 答弁は部長から直接中田君に出します。それでは、121号に移ってください。質問。

15番(中田静枝君) 121号は一般会計の補正の4号ですが、ページ11につきまして、扶助費の内訳を説明されたいというふうに思います。また、補助金の1,500万円につきまして、その内容を説明していただきたいというふうに思います。

議長(久保田 均君) 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長(室戸弘全君) 今回補正をお願いいたしました扶助費でございますが、これにつきましては、老人ホームの入所者に交付といたしますか、関係しております扶助費でございます。

当初予算におきましては、措置者を、管内の美山荘、34名、管外におきましては8名、合わせて42名を見込んでおりました。その後におきまして新たに6名の措置をしてきたということ。それから、平成18年10月より法改正によりまして事務費が改正されたこと。それから、新たに介護サービス利用負担加算、いわゆる改正前におきましては養護老人ホーム入所者は介護保険の利用は受けられなかったわけでございますが、改正後におきましては利用できるようになりまして、養護におきましては、経済的理由等で入所していることから介護保険の利用料の1割負担が大きいということで、この部分におきましても措置費で負担をするというような要因が加わったことによりまして、今回措置費の増額補正をお願いするわけでございます。10月末の措置者数につきましては、美山荘が40名、岐阜老人ホームが2名、松風園が3名、慈光園が1名の、合わせて、現在は46名

という内容でございます。

以上でございます。

続きまして、1,500万円につきましては、介護保険法の改正によりまして認知症の高齢者グループホームが地域密着型サービスに位置づけられました。平成18年4月以降利用できるのは基本的に当該市町村に住所を有する要介護・要支援認定者ということになります。これを受けまして、私ども、第3期山県市高齢者計画の中で、新たに平成18年度、19年度に1カ所ずつ認知症高齢者グループホームを整備し、基盤整備を図ることといたしました。

この認知症高齢者グループホームを整備する民間事業者に対しまして、山県市地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金交付要綱によりまして、整備計画に基づく事業の施設等の整備に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費を対象に、国の地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の対象となった施設に、基準額の1,500万円を限度とし、補助金を交付する制度でございまして、今回、山県市東深瀬にグループホームききょうを設置されました事業者に対して、国からいただきましたいわゆる10分の10の1,500万円を交付するというところでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、もうないですか。

15番（中田静枝君） はい。ごめんなさい。通告した分についてはいいです。ごめんなさい。

議長（久保田 均君） ほかに、質疑、ございませんか。

村橋安治君。

17番（村橋安治君） 通告いたしておりませんが、議第115号につきまして、ちょっと御質問したいと思います。

決して異議を唱えるとかそういうことじゃないですが、115号の休憩時間の件でございますが、条例の一部改正は、任命権者は、所定の勤務時間のうち、規則の定める基準に従い、休憩時間を置くものとするというものを削除されるということですが、となりますと、ここに書いてありますように、提案説明に書いてあるように休憩時間を廃止するためにこの条例を設けるということですが、果たして生身の体で3時間、4時間ぶっ通しで仕事ができるのかどうかということに疑問を感じてお伺いするわけですが。

例えばどういうことでお聞きするかというと、今までの10分、15分の休憩の時間に、例えば自動販売機でお茶なりコーヒーなりジュースなりを飲んで休憩するとか、また、外でたばこを吸うとか、今後はこれを廃止するという事は一切そういう時間がないと

ということになるということで解釈をするのか、解釈を当然するんでしょうが、そこまで公務員の休憩時間をなしにするまで必要なかどうかということ、異議を唱えるものではございませんが、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの休憩時間の廃止に伴います御質問にお答えいたします。

これは、国家公務員、また地方公務員におきまして、人事院勧告に従いましてこういった形をとっているわけですが、質問の要旨はそれぞれの勤務時間に1分たりとも休息がないのかという御質問になろうかと思いますが、一般的に、従来はこういった事務的な勤務体系につきましてもこういった休憩時間が認められていたわけですが、特には私どもの山口市のみだけではなく、民間につきましても人事院はそういった休憩時間を特に設けていないという前提からこういった人事の規則の改正が行われるわけですが、たばこを吸ったり多少お茶を飲んだりということにつきまして、具体的な勤務体系につきましては、休息という時間を定めなくて、この中の勤務の体系につきましても今後多少は直す必要があるのではないかと考えております。

と申しますのは、現在は休息場所でしかお茶などが飲めないわけですが、席でお茶を飲むとか、そういったことについても全庁的に今後は検討したいと。それを行うか行わないかは検討の結果でございますが、そういったことを踏まえながら能率的な仕事をしたい、進めたいということを思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 趣旨はわかってお伺いしたんですが、人事院の勧告、全国的に条例の改正ということで承知はしておるわけですが、現実的に、今言われたように、自席と申しますか、仕事の場においてお茶を飲むとかそういうことができるにしても、私は特にたばこを吸いますので、そういう意味からもちょっと疑問符を持って聞いているわけですが、全く席を離れなきゃ仕事をしている、例えば、今、庁舎内、公共の建物の中でたばこを吸えませんが、一般的でしたら、会社でしたら机の上でたばこを吸いながらでも仕事はできるわけですが、一般的には、公務員の世界では当然にして、庁舎内、この山口市の中でも決めておりますので庁舎内では吸えません、外へ行くということですが、そういう場合においての、すべての面ですよ、外へ出て行って、例えばたばこを吸っておいたら条例に反しているじゃないかというような意見が出てくると非

常にまた、そこら辺のことを考えると、人事院の勧告によってということではありますが、各市町村、市長の権限においてそこまでやる必要もないような気もせんことはないわけですが、そこら辺はできるものかできないものか、当然人事院の勧告に基づいてこれはそのとおりやらなきゃならないのか、その点だけお伺いしたいと思います。

なぜかというのは、今後そういうことがあった場合に批判的な声が出てきても困るといふ、非常に公務員の皆さん方が窮屈な思いをする、そこら辺が非常に出てこうへんのかなと心配をちょっとする点がありますので、その辺だけ、人事院の勧告によってやらなきゃならないというのか、市の判断で多少のことはいいじゃないかとカットするのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいです。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問の休息時間を廃止しなければならないという決まりはございません。決まりはございませんが、こういった形で行いたいということをおもっておりますので、よろしくお願ひします。

それと、もう一点、たばこにつきましては、受動喫煙という立場からたばこにつきましては庁舎内では吸えないということでございますので、その点につきましても御理解いただきたいと思ひます。

議長（久保田 均君） ほかにはないですか、村橋安治君。

17番（村橋安治君） 大体わかりましたが、非常に厳しい環境におかれるということと、条例が可決されますと、そういう相反するといふか厳しい目で見られるということと、また問題が起きないかとか、そういう批判的な声が出ないかとかいふところも心配しましたので今お聞きしたわけですが、当然にしてそういう方針でいかれるならば公務員の皆さん方は非常に厳しい環境になると思ひますけれども、そういうふうの考えであれば結構でございます。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 議第111号、副市長の定数条例という新しい性質の議案について質問いたします。答弁は市長か助役か総務部長がよくわかりませんので、聞いてから考えてください。

一応定数条例ということで、ゼロあるいは1とか、複数、せいぜい2でしょうけれども、そういったことの選択肢は一応許容値の中にあると、その中で山口市は1を選択したといふふうに議案は読み取れます。関連の条例もありますので基本的なところをお聞きしたいんですけども、こういう新しい制度で、首長、市長は、政策決定、そちらの

ことに専念していくというのが法改正の趣旨であり、具体的ないろいろな執行部分を副市長にゆだねると、そういう形が今回の法改正の趣旨だろうというふうに思っています。

そこで、具体的にですよ、数は1としていいんだという市長の考え、提案の考えとして、具体的に副市長にどういう事務分掌を与えようとしているのかということですね。従来と全く一緒なら、法改正の趣旨が、市長は政策の実現などに当たるんだと、だから旧来の助役というものを副市長というふうに位置づけを変えようというのが改正の一番の趣旨だと私は理解しているんですが、何ら職務、事務分掌なども変わらないということであれば改正の趣旨が伝わっていないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） この名称につきましては、現実的に私のことだと思いますので、お答えするのはちょっといいかなとは思っておりますけれども、差し当たり私がやることになりましたのでお答えさせていただきますが、今回の改正は、ただいま寺町議員がおっしゃったとおりでございますが、単に現在助役が担っている内部的な市長の補佐というような役割に加えまして、市長の命を受けて自治体行政に係る政策及び企画について積極的な役割を担いまして、長に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行うことを明確化するということでございまして、例えば1つの政策につきまして市長から副市長に命令があったとき、副市長は一々市長に尋ねることなく自分の判断で部下とともにその政策を推進していくという責任が付加されたというような内容でございまして、従来よりも、長の補佐というよりも責任が重くなったという改正でございますのでよろしくお願いいたします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そういう意味では理解は一緒だろうと思うんですけども、政策決定と執行を分離していく、結局、今言葉にありました責任なんですよ。責任という所在が、従来は例えば副知事だとか助役というのはあくまでも首長の補佐であってということで抽象的なサポート役だったわけですね。例えば県の副知事の決裁、お金の支出の決裁なんかを見てもほとんどないんですよ、サポートですから。だから、部長や課

長、主として課長が決裁していくわけですね。山口市、市もそうだろうと思ってみたんですが、山口市についてはたまたま、先ほど例規集を見ますと、1,228から1,229ページに事務の専決規程などがあるんですね。それを見ると、ある程度の費目のある程度の部分は助役に既に振ってあります。これがそのままスライドするんだったら、先ほどの話で、新しい制度に変わる意味はないわけですよ。権限を与える、責任も与えるということは、例えばお金の決裁もね、相当部分が副市長にゆだねられなければならない、そういう形で、具体的に目に見える責任を負わずというのかな、そこに明確にする規定上、その必要があると思うんです。

そういった意味で、山口市は、とりあえず条例は改正しなければならない部分は改正するとして、今後も専決規程などの整備をどうしていくのか、そこら辺が伴わないと、理念だけ、責任は副市長に、執行部分は副市長に任せましょうと、だけど責任を与えたことにならないわけですよ、やることだけであって。決裁の権限をゆだねるということが責任をきちっと明確にすることですからこの専決規程なども見直す必要があるというふうに思うんですが、その辺というかそのあたりはどう考えてお見えなんでしょうか。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） これも、ただいまの御質問の前に私がお答えしたとおりでございます。今までは、議員がおっしゃいましたように、規程上必ずしも明確化されていなかったわけですね。長の補佐をするということだけでありまして、自治法上では職員の指揮監督をするということになっていきますけれども、それに加えまして、今回議員の御指摘の細かい部分につきましては、これから具体的に市長と副市長との間の契約になると申しませうか、その辺のことも明確化しながら、どの部分を副市長に任せる、あるいは、決裁を、どの部分、例えば今ですと500万円以下のものは私の決裁になっていきますけれども、例えば1,000万、2,000万というような額に上げるとか、その辺はこれからの内部的な検討が必要かと思っております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 再々質問ですけど、答弁のときに助役は現実的には私のことかなというふうにおっしゃいました。それはおいておいてですよ、個人的な感情はおいておいて、たまたま山口市は4月に市長の改選があるということで、法律上は4月1日からぱっと助役から日本中副市長に変わるわけですけども、新しくかわったトップが、いや、ちょっと人物をかえたいということがあり得るわけですよ、理論的に。あるいは平野さんが再選されたとしても、いや、今度かえようということはあるわけですよ。そうすると、この条例はとりあえず今決めますけども、あるいは、現実的に、私は、今

はいいです、みんなそう思っていますから。チェンジするという事は手続上どうなるんですか。法律は、提案説明では、とりあえず助役にある者が副市長になるという提案説明でしたけど、新市長がだれかにかえたいということが理論上あった場合に、どんな手続が必要なんですか、この副市長は。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） それは想定されたことですが、もし市長がかわるとなれば市長の気持ちが反映されると思います。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、報第11号から議第128号までの質疑を終結いたします。

報第11号の損害賠償の額を定めることについての専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので御承知おきを申し上げます。

日程第2 委員会付託

議長（久保田 均君） 日程第2、委員会付託。

議第111号から議第128号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

15日は総務委員会、18日は産業建設委員会、19日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時から開催をされます。

なお、20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時04分散会

平成18年12月20日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

山県市議会定例会会議録

第3号 12月20日(水曜日)

議事日程 第3号 平成18年12月20日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君

基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君	水道部長	梅 田 修 一 君
消 防 長	高 橋 信 夫 君	教育次長	土 井 誠 司 君
総務部次長	田 中 公 治 君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（久保田 均君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 小森英明君。

19番（小森英明君） 指名をいただきましたので、質問をいたします。

下水道事業の今後の計画についてということで、現在、山口市公共下水道は、高富、富岡地区で平成20年度に一部供用を目指して、総事業費173億8,000万円の予定で1期工事が進められています。その後引き続き2期、3期事業に着手され、平成29年度に完成すると、旧高富町と旧伊自良村は完了し、残るのは美山地域だけになります。

今まで、旧美山町時代や合併後の議会、子ども議会、そして、ことし7月には西武芸地区でも教育委員会の出前講座ということで、いろいろとありますが、長年下水道事業についての話が出ています。美山地域では、合併浄化槽を推進しつつ、平成15年2月に農業集落排水及び公共下水道基本計画を作成しましたが、合併後、どのように下水道化を進めていくのか、方向が見えません。

そんな中で、合併浄化槽は増えつつありますが、以前から設置したくても、住宅が集中している地区では、浄化槽を埋設する場所がなく、水洗化を望んでもできない家庭が多くあります。公共下水道、農業集落排水、コミュニティープラント、合併浄化槽を含めた下水道化を早急に立案すべきだと思いますが、今後の事業計画について、水道部長にお尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 下水道事業の今後の計画についての御質問にお答えをします。

美山地域の下水道計画については、過去に議会の一般質問でお答えをしたところでございますが、下水道は、生活排水処理対策として、公共用水域の水質汚染、また、生活環境の改善を図る上で、不可欠な施設でございます。下水道事業の種類としては、住宅の密集した地域で実施される公共下水道事業、農村部で実施されます農業集落排水事業、また、集落が散在した地域で実施される合併処理浄化槽設置事業などがございます。

今、お話がございましたように、美山地域の下水道計画は、合併前の旧美山町におい

て、平成15年2月に岩佐地区から谷合地区の一部までの区間を特定環境保全公共下水道未処理区、その他を個人の合併処理浄化槽で整備をするという計画が策定され、その後、個人の合併処理浄化槽設置事業につきましては、順次進められております。

下水道事業を進めるに当たっての手順といたしましては、各地域をどの事業で整備するかを決定する、次に財政面での検討を行う、処理場の位置を調査し決定する、全体計画を策定する、住民説明会を開催する、推進協議会を立ち上げ事業の推進を図るというような過程を経て、事業の認可を受け、事業着手となります。

今後、美山地域の下水道事業の実施に当たりましては、既存の下水道計画をもとに、合併後4年目を迎えており、諸情勢も変わっておりますので、各事業の採択要件、将来の人口予想、市民の意向など、美山地域の実情をよく調査いたしまして、また、市の財政をよく考慮の上、今後の下水道化の重要事業の1つとして検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 以前から、下水道化については、検討ということは、いつもそういう返事を聞いておるわけですが、その検討をいつまでにして、そしていつから始められるのか、それとももう下水道化はやめるのか、合併浄化槽だけでやっていくのかとかいうように、はっきりと計画を示していただかないと、いつまでも、下水道といいますが、水洗トイレのない家庭では、そのうちに下水道が敷かれて、そしてそれに加入できるんだなと思っておるのがちっとも進まないということになるわけです。

そこで、市長は、やはりこういうことは、いつまでも計画とか、立案とか、そういうことだけでなしに、いつまでにきちんと計画を立てる、いつになったらやるかやらないかを決めるんやと、そういうような方向を担当者に指図するということが必要ではないかと思いますが、市長の答弁をお願いします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 小森議員の御質問にお答えします。

下水道事業というのは、私もかねがね、生活環境では最も大事な事業だということは受けとめておりますし、合併前から、美山地域についても、そういった計画があることも承知しております。先ほど部長が答弁しましたように、現在は高富地域で公共下水道事業を実施しております。これも20年から一部供用開始ということでございます。現在の地方財政、大変厳しいときではございますが、そういった重要な事業は積極的に進める必要があるかと思っております。そういった意味で、現在、高富の公共下水道事業も大分進展をしております。完了するまでにはまだ随分時間がございます。それを

完了するまで待つておるといふような調子にはいきませんと思いますので、その辺も十分勘案しながら、今後どういった計画というか、日時等を考えながら検討していきたいということでございますので、現在、いつからといふようなことまで決めておりませんので、そういった面についても十分検討してまいりたいといふふうに思っておりますので、現在のところはそういうことで御了解を得たいといふふうに思っております。

いずれにしても、美山地域につきましては、南部の比較的平たん地域の公共下水道事業、北部の方につきましては合併浄化槽でいくという、基本的なことはおおむねそういうことだろうといふふうに私も考えておりますので、そんなことで進めてまいりたいといふふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 小森英明君。

19番（小森英明君） それで、今、西武芸地域で言いますと、国道の立ち退き、そして河川の改修などで多くの新しい家が建っているわけですが、そういう家庭というのはほとんど合併浄化槽になっているわけです。そういう中で、計画を早く進めないと、ますます合併浄化槽が増えてしまって、本当に下水道をつくらうと思ったときに、みんなが協力してくれるのかどうか、加入率が非常に少なくなると、そういうふうに思っておりますので、とにかく計画を早めていただきたいのと、それと、合併浄化槽をつけたくても、場所がなくてつけられないと、特に家が密集している地域、旧村にはそれぞれの地域でそういう場所があるわけですが、そういう方たちには、思い切って、公道に一部はかかってもいいから下水道を埋設しなさいとか、公共の土地に多少はひっかかってもいいからつくりなさいといふようなことも検討してもらいたいと、そのように思いますが、そういう点については、これはやっぱり、下水道にしても、例えば電線についても、水道についても、公共であるので道路などにもひっかかっておるわけです。だから、各家庭の浄化槽についてもそういうようなことはできないものか、それとも市長は指図をすることはできないものかといふことを、もう一度お尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

先ほど来申し上げておりますように、下水道、特に岩佐地域につきましては私も実情をよく承知しておると思っておりますが、合併浄化槽の広域化といふような話も一部聞いておりますが、そんな形ではどうかといふこと、いずれにしても地域住民の合意ということがまず第一の問題でございますので、その辺は大変重要なことでございますが、そういったものも含めまして積極的に進めたいと思っておりますが、市長の命令とかそう

いうことでなしに、部下職員は市長の意を常に体してやっておると私は承知しておりますので、一々命令するとかということではなしに、積極的に取り組んでおるというふうに承知しておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 以上で小森英明君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 横山哲夫君。

3 番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、2 項目について、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、有害鳥獣対策についてであります。

有害鳥獣の駆除については、人や農作物に被害を与える鳥獣を駆除する目的で鳥獣を捕獲することと定義されていると思います。一般的に、狩猟期間外に鳥獣を捕獲することや、狩猟期間内であっても銃での猟禁止区域や禁猟区などでの鳥獣の捕獲を有害鳥獣駆除と理解いたしております。駆除といってもだれでも捕獲することができるわけではなく、被害の出ている地区の要望等により地元の猟友会等に市役所から依頼があって初めて許可が出ると理解いたしております。ことしは、例年になく被害が出ておると感じております。特に、クマ、イノシシ、シカの出没を多く聞きました。

そこで、産業経済部長にお尋ねをいたします。

有害鳥獣の捕獲の内訳、それから農作物や人的及び耕作物などへの被害の状況、それからクマ出没等の緊急広報の件数、それから猟友会等の依頼してある団体数などをお答えいただきたいと思ひます。

また、有害鳥獣の被害を受けないために実施された対策も、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 有害鳥獣対策についての御質問にお答えします。

近年、有害鳥獣による農産物の被害は増加の一途をたどり、農家の生産意欲が低減するといった深刻な問題となっております。ことしは例年にも増しまして市民の方々から有害鳥獣の被害に対する情報が多く寄せられました。特に7月から9月にかけてイノシシ、ハクビシン、アライグマに関する被害が多く、市役所だけでなく猟友会や山県警察署にも有害鳥獣の被害が多く寄せられました。また、10月に入り、クマと猿の被害も多く寄せられました。

1 点目の、有害鳥獣の捕獲の内訳でございますが、有害鳥獣の捕獲には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により規制があります。この法律に基づき、猟友会によ

る団体捕獲を実施しています。平成17年度に捕獲した有害鳥獣は、イノシシを初めとして219頭、カラスが148羽で、349万5,000円の助成を交付しております。本年は、11月末で、イノシシが247頭、猿が60頭、ハクビシンが67頭、アライグマが43頭、ニホンカモシカが14頭、アナグマが13頭、ツキノワグマが12頭、ヌートリアが4頭、カラスが125羽、ドバトが12羽で、当初予算に350万を計上し、本議会に340万円の補正予算をお願いしているところであります。

2点目の、農作物や人的及び耕作物等の被害状況でございますが、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、猿、ニホンカモシカ、ニホンシカによるタケノコ、水稻、野菜、木の芽などの被害がありました。また、クマによるカキ、クリ、米への被害がありました。人的被害はありませんでした。物置小屋の一部に被害がありました。

3点目の、クマ出没時の緊急広報件数でございますが、クマの出没情報が寄せられた場合は、通報者の氏名、クマの出没場所、出没した状況を聞き、クマ出没に伴う緊急連絡網にて関係機関に連絡し、出没地域の方に対して注意を促すために、平日は市役所が防災行政無線で放送し、休日と夜間は山県市消防本部に依頼して放送しています。2年前の平成16年は25件の出没情報が寄せられましたが、本年はそれを上回る52件の出没情報がありました。

4点目の、猟友会等の依頼団体数ですが、主に山県市猟友会です。宅内に出没するアライグマに関しては、岐阜市内の専門業者に捕獲処分を委託しています。

5点目の、有害鳥獣の被害を受けないために実施された対策でございますが、有害鳥獣から農作物の被害を防止するために設置するトタン、網、電気さく等を購入し設置した農家に対して、購入費の3分の1を助成しております。平成17年度は59名に116万円を助成しております。また、本年におきましては、現在まで助成件数は36名に82万円を助成しています。

今後、山県市猟友会の協力をいただきながら、有害鳥獣の対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） ただいまの御答弁では、人的被害はなかったが、農作物や物置小屋等に被害が出たとの報告でした。しかしながら、実際の被害はもっとあるんじゃないかと考えております。私も被害を受けられた皆様から、いろんな被害状況を耳にしております。100%皆様が被害の状況を市役所の方へ寄せてはおみえにならないと思います。その辺で、もっと積極的に捕獲できないものかというような声も多くお聞きいたしております。また、対策については、私も他市の状況を調べてみましたが、余り当市と変わら

ない状況でありました。ことしは特に有害鳥獣が多く出没したこともあって、先ほどの答弁では、本議会に野生鳥獣被害防止助成金として340万の補正予算も提案されております。当初予算と合わせますと、総額690万になります。今後も猟友会等の協力をお願いしながら、また、皆さんに自己防衛に対しての助成等も確実に実施していただきたいと存じます。

そこで、お伺いたします。山県市有害鳥獣捕獲実施要領によって有害鳥獣の捕獲頭数にどのような規制があるのか、わかりやすくお答えをいただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 先ほどの答弁の中で、ニホンカモシカと言いましたが、ニホンシカの訂正でございます。よろしく申し上げます。

再質問にお答えします。

有害鳥獣の捕獲数の規制につきましては、山県市有害鳥獣捕獲実施要領第5条第4項で定められ、申請1件当たりの許可数は、被害防除の目的を達成するため最小限の頭羽数となっております。イノシシは10頭、猿が20頭、ニホンシカ、ハクビシン、アナグマが2頭、ツキノワグマが1頭、アライグマ、ヌートリアは特に定めてありません。カラス、ドバトが200羽を高富、伊自良、美山地域のそれぞれに許可をしております。また、許可の期間につきましては、1申請につき30日以内となっております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） ただいま、山県市有害鳥獣捕獲実施要領で決まっている詳細な捕獲頭数を御答弁いただきましたが、被害に遭われた多くの市民の方は、もっと積極的に捕獲して少しでも被害を最小限にとどめたいと。そういう声を、真摯に受けとめられまして、今後の対策に反映していただきたいなと思います。

そこで、山県市有害鳥獣実施要領について、捕獲頭数を改正すれば今以上に捕獲する頭数を増やすことができるのか、そうでないのか、できなければその方向で努力していただきたいと存じますが、産業経済部長のお考えをお聞きし、有害鳥獣対策についての質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 御質問に答えます。

捕獲頭数の改定につきましては、岐阜県有害鳥獣実施要領によりまして、申請1件当たりの許可数が定められておりますので、今以上に捕獲頭数を増やすことはできません。しかし、今後有害鳥獣による農作物への被害が年々増大していくと予想されますので、

有害鳥獣の捕獲頭数の改定を県へ強く要望してまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） それでは、2点目の滞納整理について、市民環境部長に御質問をいたします。

国税庁では、税金の定義について、通説といたしまして、国家及び地方公共団体がその一般経費に充てる目的をもって、無償で一般国民から強制的に徴収する財であると説明しております。また、憲法第30条の納税の義務に従って、私たちはそれぞれに法律で決められた税金を公平に納付しております。

しかしながら、納付すべき税金を納めないで、滞納されている市民が少なからずお見えになります。いろいろな事情で滞納しておられると想像しますが、公平な納税を果たすことが、国民として、また山県市民としての当然の義務と存じます。

そこで、山県市では、滞納整理の観点から、本年4月から市民環境部に税務課徴収対策室を新設され、6名を配置し、滞納整理をされておられます。広報でも、9月から、夜間納付、また夜間納税相談窓口のPR、そして差し押さえ件数の公表などを行い、納税の喚起を促しておられます。まことに御苦労さまでございます。

そこで、市民環境部長にお伺いをいたします。税務課徴収対策室ができる前と後の違い、差し押さえ件数の詳細な内訳、夜間窓口の来庁者の内訳をお聞きいたします。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 滞納整理についての御質問にお答えします。

徴収対策室設置に対しまして御理解いただきまことにありがとうございます。設置以来、滞納者宅への訪問、あるいは催告書、電話での督促により、徴収率のアップに努めてきたところでございます。御承知のとおり、三位一体改革等に伴う地方交付税の削減により、厳しい状況の中、自主財源となる市税を初めとする税収入の確保は、財政上の重要な役割であります。この8月から夜間の窓口を開設し、納税意識の希薄な方には、滞納処分、いわゆる差し押さえも行ってまいりました。

御質問の1点目、対策室ができる前との違いでございますが、対策室ができたことにより、本来の業務である滞納整理が専門に行える体制が整い、滞納処分等を執行できるようになったと考えます。

2点目、差し押さえ件数及び詳細につきましては、預貯金18件、生命保険1件、所得税還付5件、不動産物件3件、競売、破産等による交付要求件数が22件で計49件でございます。不動産物件3件の内訳としましては、3名の方の差し押さえ物件で、土地が9

筆、建物が3棟でございます。

3点目、夜間窓口来庁者については、納税にお見えになった方が12名、御相談にお見えになった方が21名で、計33名の方に御利用いただいております。今後におきましても、今までの集金型の滞納整理から脱却し、来庁納付及び口座振り込みによる納税を推奨し、悪質な滞納者からの徴収を厳格化することで未納者には厳しい姿勢で臨むことを意思表示し、徴収率アップに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） 再質問をさせていただきます。

財源移譲による山県市の財源確保に対し、少しの猶予もない情勢の中、徴収対策室の職員は、まじめに税金を納めている納税者が納税に対する不公平感を感じなくて済むよう、日夜大変な神経を費やされて、御努力をされておられると思います。

私も、近隣の滞納整理状況を調べてみました。本巢市は、17年11月から税務課内に徴収係を配し、差し押さえた物件を換価しておられます。瑞穂市は、徴収専門部署は特につくってありませんが、差し押さえ等は積極的に行っておられます。また、岐阜市では、ことし11月から来年3月までの間、全庁職員103名による市税徴収特別対策を実施し、滞納整理に対して危機感を持って対処されておられます。

そんな中、今後も滞納額が増加しつつある傾向は免れないと推察いたしますが、山県市としても危機感を持って今以上の対策が必要かと存じます。何か具体的な方策を立てられておられますか。御答弁をお願いし、私の質問を終わります。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 再質問にお答えいたします。

本市におきましても、毎年2回滞納整理強化月間を設けまして、対策室、税務課、市民課におきまして、11班の班編成を行い、夜間及び休日にも滞納整理に努めているところでございます。今後におきましても、市民の方々に、納税は義務であることを再認識していただくように、公共機関を媒体として意識の啓蒙に努め、さらには、債権、動産の差し押さえに加え、車、骨董品、貴金属類等といった滞納者の所有物を差し押さえ、インターネット公売等により換価し、さらなる徴収率アップに努めてまいりたいと考えております。

御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位3番 後藤利丸君。

10番（後藤利彦君） ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順位に従いまして、国道256号線バイパスの全線開通について質問をいたします。

国道256号線バイパスは、今から25年前の昭和58年に計画されたものであります。今は市役所の東側まで開通いたしております。今後の以北については、平成24年の岐阜国体までに西深瀬の農免道路までの開通計画があります。それより以北については、全く不透明であります。

当初、高富町都市計画審議会で区域決定されました。その後、平成8年10月4日に県が決定され、動かぬものとなりました。国道256号線バイパスは、県が地元説明会の場において平成19年度に完成することを発表されましたが、その後、都合により完成期限が平成22年度に変更されたにもかかわらず、いまだに国道256号線バイパスの西深瀬農免道路以北に至っては全く音さたなしで、いまだに放置されたままであります。

一体、いつになったら開通するのでしょうか。市民の多くは、早く開通することを首を長くして待っておりますのであります。当時を知る者は落胆せざるを得ません。本当に平成22年度までに完成し、開通するのでしょうか。

また、都市計画審議会の決定により、既に設計ができているものと思っておりましたが、今日では、あくまで仮設計で本設計でないと言われたのであります。

一体、今後はいつ工事が始まり、いつ完成するのか、何が原因しているのか、今となつては多くの市民の皆さんに納得のいく説明をするべきと考えますが、いかがでしょうか。基盤整備部長に質問いたします。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 一般国道256号、高富バイパスの全線開通についての御質問にお答えします。

本路線の計画について、これまで県から最終に示されましたものは、当時の高富町区間を、平成17年3月に主要地方道関・本巣線交差点までの4車線化を図り、さらに平成23年3月に関・本巣線交差点以北の伊佐美まで全線開通とする年次計画が立てられました。しかしながら、これまで順調に推移してきましたが、平成16年度より県の財政事情から、事業費が前年度を大きく下回りまして、建設事業の進捗がおくれる結果となっております。

現在の状況を報告いたしますと、市役所東側、三田又川から西深瀬伊東地区集落内道路までは既に用地買収に入っておりますし、岐阜土木事務所によりますと、今後の見込みといたしましては、用地買収、家屋補償が完了後、工事着手予定と聞いておりますので、平成24年の岐阜国体までには農免道路までの供用が開始される予定と思っております。

す。

さらに、伊東地区以北については、東海環状自動車道の仮称山県インターチェンジ予定地のアクセス道路として進めていく必要があります。詳細設計についても、事業のめどを立て、工区設定とともに進めることが肝要かと思えます。今後も執拗に、国、県へ要望してまいりたいと考えております。

以上、経過報告も含めて答弁といたします。

議長（久保田 均君） 後藤利利君。

10番（後藤利利君） ただいま御回答を賜りましたが、再度質問をさせていただきます。

国道256号線バイパスの全線開通は、高富周辺のみならず、山県市の中心を走る大動脈ともいべき重要な道路であります。その道路の完成によって生まれる山県市民の利益ははかり知れないものがあります。

したがって、基盤整備部長の答弁にありますように、農免道路以北については、当初県の説明にありました平成19年度完成は、県の見直しにより、平成22年度、すなわち平成23年3月31日までが全線開通の年次計画でありました。それにもかかわらず、ここに来て県の事業費が前年比75%と大きくマイナスになったことにつきましては、整備部長はその原因についてどのように理解されていますか。当然のことですが、事業費がマイナスになれば、事業がおくれるのは当たり前のことであります。このような状況下で、平成22年度に完成するのでしょうか。

高富町時代から西深瀬地内における構造上の問題等で地元の方とたびたび議論をされてきたことを聞いております。その後、解決されているのでしょうか。それらの問題を解決せずにして幾ら県に要望されても、前進しないのは当然なことでもあります。基盤整備部長はこれらの実情を十分把握されているのでしょうか。山県市になって、地元の話し合いはされたことがありますか。あるとすればどのような内容であって、決着はついているのでしょうか。お聞かせください。

また、東海環状自動車道との絡みがあるとも聞いておりますが、本当にそれが原因になっているのでしょうか。国道256号線バイパスは、東海環状自動車道より先に都市計画審議会で認定され、計画されたと認識をいたしております。それが影響しているとは思われませんが、いかがでしょうか。

また、以北の住民においては、国道256号線バイパスが早期完成することを予測して、準備よく住居の移転のための土地購入をされた住民や、また、新築場所が旧来のバイパスにかかり、当時の町の指示によりほかの場所に移転をされましたが、あいにくその場

所が今回の国道256号線上の位置にあり、全く不安定な日々を送られているかもしれない住民があることを十分認識いただき、計画どおり平成23年3月31日までに全線開通を目標に、まず全力で市民の期待にこたえるべく、努力されることを御期待いたします。

また、県に対しては積極的に働きかけていただき、県も当然約束したことは実行されるのではないのでしょうか。山県市にとっては、便利なる国道256号線バイパスの早期全線開通を願うとともに、市の関係部署の今後の努力に大きく期待するものであります。基盤整備部長に再度御回答を賜りたいと思います。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 再質問にお答えします。

岐阜県は平成16年より、財政運営方針として、今後数年間は県の財政状況が厳しく、辛抱しなければならない耐乏のときであり、将来への夢を持ちながら、耐え忍んで次に備える雌伏のときであり、自立に向かって、現状を認識の上、知恵を絞りながら構造改革を進めるとあります。このことから、年次計画が立てられた当時と現在とでは財政状況が大きく変わり、計画どおり建設事業を実施することは困難であるとの認識をしております。

また、岐阜土木事務所によりますと、詳細設計等については、事業のめどがついた後、地元との協議に入るとのことで、今後現在進めております用地買収等が順調に進めば、順次延長され、その段階に入っていくと思っております。

要望活動につきましては、その都度、適宜実施しておりますが、差し当たり、今月26日に、市長、県会議員、議長、東海環状自動車道建設促進期成同盟会等の3名の会長さんとともに、東海環状自動車道の建設促進とあわせて、知事要望に参る予定となっております。

以上で答弁とします。

議長（久保田 均君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） 大変問題が多くあることは十分承知するところでありますが、国道256号線バイパスを早期完成するため、諸問題を市は今後一層検討し、推進すること自体が、今や市の最大の正念場というべきところではないのでしょうか。今後は市民の期待を裏切ることなく、一層努力されんことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 以上で後藤利丸君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。午前11時5分より再開をいたします。

午前10時45分休憩

午前11時05分再開

議長（久保田 均君） 会議を再開いたします。

（田垣隆司君退席）

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は21名であります。

通告順位 4 番 尾関律子君。

2 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してあります 2 点について質問をさせていただきます。

初めに、放課後子どもプランについてお尋ねいたします。

放課後子どもプランは、すべての小学校区で、放課後や週末に子供たちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを推進するため、現在行われている文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を連携させ一元化するもので、来年度より実施される事業です。すべての児童、1年生から6年生までを対象にした総合的な放課後対策として、小学校の空き教室や体育館、グラウンドなどを使用し、学習、スポーツ、遊びなどのプログラムを組み、担当するスタッフとして、退職された教員や保育士などの資格取得者、地域の方々、教員を目指す大学生などのボランティアの方に参加していただき、子供の放課後の居場所づくりを進めます。

また、防犯面に加え、少子化対策として、親が安心して働ける環境の整備も配慮されています。

私ども公明党が児童の安全確保の観点などからすべての子供を対象にした放課後対策の拡充を主張し、ことし4月に発表した少子社会トータルプランで、文部科学省と厚生労働省の連携のもと、一元的に放課後の多様なサービスを確保する、仮称ですが放課後子どもルームを創設すべきと提案し、放課後子どもプランとして実現することになりました。

岐阜県内では既に実施されている市町もありますが、放課後児童クラブの実施状況を見ると、21市のうち12市が学校の教室を利用しています。その中でも、10市は市が運営をしていますが、2市は父母会が学校の教室を利用し運営しています。学校の施設の関係から、学校内のグラウンドにプレハブなどを建て実施しているところや、児童館、公民館で実施されているところもあります。

本市においても、今年度より富波小学校では、高学年の下校時刻に一斉下校できるように、1年生から3年生までの生徒が授業終了後学校で待機できる、待機スペース事業

を実施されています。ことしはクマの出没も多くあり、子供の安全を思うとき、学校とPTAの協力で実現できたことは、大変によいことと思います。

放課後子どもプランは、現在実施されている教育委員会のやまがた子ども文化クラブや富波キッズクラブと、保健福祉部の放課後児童クラブや放課後みちくさクラブの2つの事業を一元化し、連携して行うことになるかと思いますが、放課後子どもプランの実施に当たり、どのように推進をされるのか、教育長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 小林教育長。

教育長（小林 圀之君） 放課後子どもプランについての御質問にお答えをいたします。

本年度、山県市における放課後や休日における子供の安全で安心な居場所づくり、また、豊かな体験活動の場といたしましては、やまがた子ども文化クラブ並びに富波小学校で行われております子ども待機スペース事業、そして社会福祉課による放課後児童クラブを実施しております。

平成19年度以降の文部科学省が考えております放課後子どもプランの実施につきましては、まず、やまがた子ども文化クラブの事業拡大、すなわち平日の実施が考えられます。やまがた子ども文化クラブは、平成14年に、学校週5日制の実施に伴い、休日の子供の居場所づくり、また、豊かな体験活動の場として設置をし、現在11教室で開設をしております。そこで、19年度におきましては、指導者や会場及び安全面等の十分な検討をした上で、平日の開設を計画しております。また、子ども待機スペース事業の実施の啓発を考えています。本年度実施しております富波小学校はそのまま継続をして取り組み、それ以外の小学校でも、学校の実態に合わせて、実施できないかと検討しているところでございます。

また、現在子どもげんきはうすと高富児童館及びその他の各公民館で行われております放課後児童クラブの活動も、放課後子どもプラン事業の一環と考えられます。この事業は継続しますが、活動場所につきましては、実態や要望に基づきながら適切な場所を検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、放課後子どもプランを、今までに実施してきた子供の豊かな体験活動の機会の拡充、あるいは安全な居場所づくりの拡大ととらえまして、平成19年度の事業の推進を図りたいと考えております。放課後子どもプランは希望参加のため、子供の下校時の安全確保の問題や、平日の指導者の確保、あるいは必要に応じましては施設改修等の問題が考えられますので、今後とも慎重に検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今の答弁の中で、この放課後子どもプランが希望者の参加であるということでの、下校時の安全確保、平日の指導者の確保、施設改修等の問題が考えられるとのことでしたが、今、放課後児童クラブが実施されていない学校区がある現状です。それぞれの学校の状況に合わせ、どの地域の子供も同じサービスが受けられるように推進していただきたいと思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

学校には、今、発達障害の子もともに学習をしていると思いますが、放課後子どもプランでの発達障害児の対応はどのように考えておられますか。教育長に再質問いたします。

議長（久保田 均君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 今の再質問で、どの学校の子供たちにも平等な機会をと、あるいは発達障害がある子供の受け入れ等も含めまして、その機会均等というお話でございました。

私どもの基本の立場は、今申し上げましたように、どの子にも機会均等というのがまず原則であると、この基本の立場に立ちたいというふうに考えております。

先ほどお話しのように、発達障害あるいはその他の障害、いろいろ障害がある子供がいるわけでございまして、そうした障害の種別とか、あるいはその程度等を考えたときに、それぞれやっぱり個別に異なるということでございますので、今後は、1つには集団活動への適応性がどうかということ、あるいは安全管理者とか指導者の確保の問題、あるいは安全な活動場所の確保といったような観点から、それぞれそれらの条件を考えまして、受け入れが可能か否かということにつきましては個別に判断をしまいたいというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、機会均等の原則というのが基本の立場でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今の御答弁で、子供に対する同じサービスをという部分に関しては考えていただいているというふうに理解していきたいと思います。また、発達障害の子に対しては、違いがありますけれども、対応が難しい部分は大きいにあるかと思いますが、より前向きに推進していただけるということで、次の質問に移りたいと思います。

2点目の、防災対策についてお伺いをいたします。

いつ発生してもおかしくないと言われている東海地震、東南海地震など、さまざまな災害への対策として、山口市地域防災計画が作成されています。また、自治会を中心に

した自主防災組織が立ち上がり、自主防災組織活動のマニュアルもつくられ、地域ごとに訓練されている状況ですが、その活動には地域ごとに意識の差があるように思います。

このような実態ですが、自治会連合会の方々や高富校区の24の自治会長の方々は、神戸の人と防災センターへ視察に行かれ、阪神・淡路大震災のときの現状を見られ、非常時の活動について研修されていると聞いております。私も、議員会派の視察と、公明党女性局の視察研修と、2度行かせていただきました。実際に被害に遭われた方がボランティアで説明をしておられ、語り部としてそのときの状況を話してくださいました。

個々の一人一人ができること、また、地域の協力のできること、さまざまありますが、このような研修の中で思うことの1つに、高齢者や障害者のように自主避難が困難な災害弱者への支援についてです。本人のプライバシー保護という問題もありますが、非常時には援助してほしいと希望される方を登録し対応する、また、避難情報や避難経路などの留意事項をメールやファクスなどで配信するような施策が必要ではないかと思えます。

そして、災害時に欠かせないのがボランティアの力だと思います。各地域での災害時には、多くのボランティアの方が自分の力で手助けができればとの思いで、力をかしてくださり、殺到したということも聞いております。ボランティアをコーディネートするボランティアセンター等の施策も必要と思えます。

そこで、災害対策の中で、次の点についてお伺いをいたします。

- 1つ、自主防災組織の活動に対する意識啓発及び対策。
- 2つ目、災害弱者に対する防災マニュアルの配布等の対策。
- 3つ目に、ボランティア活動に対する対策。

以上3点について、総務部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの防災対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の、自主防災組織の活動に対する意識啓発及び対策についてお答えいたします。

東海・東南海地震、異常気象等による自然災害への対応、武力攻撃やテロ行為への対応が緊急に求められていますが、本市においては現在152の自主防災組織が組織化されております。しかし、この中には実質的な活動がされていない組織もあると聞いておりますが、有事の際に機能するか否かが心配されます。

こうしたため、自主的な防災訓練等を促進し、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等に要する経費に対する補助制度、山口市自主

防災組織活動費補助金等交付要綱を、この平成18年4月1日から施行いたしました。補助対象は、市へ届け出済みの自主防災組織及びその共同体または連合体であり、対象事業は、自主防災訓練等のための消耗品購入費、印刷製本費、講師派遣等の費用でございます。自主防災会の規模に応じた金額、訓練へ参加された方の固定経費の合算額と、市が認めた必要経費の2分の1以内で、上限を10万円として補助を行っております。

このほかに、市が保有している非常食等のうち保存期間が1年未満のものについては自主防災訓練実施の際に補助金のほかに現物で支給し非常食の体験を行うとともに、各家庭独自での非常食確保の啓発を行っております。

また、消火栓の取り扱い、初期消火、救命講習、応急手当で訓練等、各種の訓練メニューを用意いたしております。市役所の総務課あるいは消防署へ気軽に御相談いただければ、職員の派遣、訓練の相談を行っております。

有線テレビにおきましても、自主防災会への訓練の呼びかけや啓発を行っております。

続きまして、2つ目の、災害弱者に対する防災マニュアルの配布等の対策についてでございます。

災害弱者とは、心身障害者や傷病者を初め、体力的に衰えのある高齢者、また、日常的に健常者であっても、理解力、判断力が乏しい乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、さらには一時的にハンディキャップを背負う者として妊婦や該当地域の地理に疎い旅行者などが災害弱者に該当するのではないかと考えております。

しかし、災害は、地震、水害、土砂災害など、多様に発生するおそれがあります。災害弱者のすべてを対象にしての防災マニュアルの作成には至っておりませんが、土砂災害危険箇所を示し、その前兆、注意事項等を掲載した土砂災害ハザードマップを平成16年1月に作成いたしました。今年度は、堤防の破堤、はんらんなどの水害時における人的災害を軽減することを目的とした洪水ハザードマップの作成を行っているところでございます。

また、保健福祉部におきましても、有事の際は優先的に災害弱者への支援を行うことを目的とする制度を検討いたしております。

既に先駆的な取り組みの行われている自主防災会では、70歳以上の方を年齢別に色分けし地図に記入し、また、消火栓の位置や消火範囲までを明記した防災マップづくりを行った自主防災会もございます。市といたしましても、自主防災会の訓練に向けての相談時には、自分たちの住む地域を見詰め直す、弱いところを理解するなど、取り入れる項目等のアドバイスを行っているところでございます。

最後の、ボランティア活動に対する対策についてでございますが、市は社会福祉協議

会との連携を図り、ボランティア意識の啓発を行っております。ボランティアの登録は社会福祉協議会が窓口となっており、約30団体の登録がございます。その中の数団体が、災害発生時、即座に活動できる状態にあります。

ボランティア講座といたしましては、災害ボランティアコーディネーター養成講座を17年、18年と行いました。災害発生時、いかに迅速に行動できるか、市内外からボランティアで参加していただいた方を被災されて手助けが必要な方にいかに結びつけるかを学んでいただきました。

市は、災害発生時に災害対策本部を立ち上げ、社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアセンターの立ち上げを行います。また、その際必要な経費につきましては原則市が負担すべきものと考えております。

今後におきましても、積極的な防災体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、答弁していただいた中で、ボランティア活動については、災害ボランティアセンター立ち上げの際には実質的な経費を市が負担していくべきものというお話でした。ボランティアの活動としてはより安心して推進できると思います。

自主防災組織については、活動に対して、ことしから補助制度を設けられたということでした。現在までの補助制度の利用状況はどのようでしょうか。

また、補助制度の対象事業として、防災訓練等、訓練のための消耗品、印刷製本費、講師派遣費等と挙げられていますが、これは訓練のための事務的経費を対象とされていると思います。訓練には道具や資材などもあるかと思いますが。共同で使用するもの、あるいはその保管場所、例えば小型のコンテナのようなものですが、このような物質的な補助は考えられるのでしょうか。

この2点について、総務部長に再質問いたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問の自主防災会の活動の現状、利用状況でございますが、この12月14日現在におきましては、実施済みあるいは申請中のそれぞれの自主防災会10団体におきましてこうした活動をしていただいております。

また、2点目の、経費でございますけれども、その経費の中に、一般的な事務費、消耗品的なものほかに、道具ですとか、あるいはその道具を設置する、先ほど小型のコンテナということでございましたけれども、現在市におきましては、この実施要綱の中にはそうしたことは前提には考えておりませんが、今後実態によりまして、また、

こういった自主防災会がそれぞれ活動される中で、自主防災会、市民の皆様からいろいろな要望が出てくると思いますが、そういった時点におきましては、そういったもの、道具あるいは設置場所等におきましても検討してまいりたいということを考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 補助制度の利用はまだ少ない状況のようです。より多くの市民への周知を推進し、活発な自主防災組織にしていくことが大切だと思います。

補助の内容に関しては、今後の自主防災の組織活動の状況を考えて検討していくということでしたので、より推進をしていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、災害弱者に対する支援策については、防災マニュアルの作成には至っていないとのことでしたが、災害弱者の方々についてはより詳細な配慮が必要であると思います。災害弱者に対する支援対策は早急に推進すべきと思いますが、いかがでしょうか。

この点について、保健福祉部長に再々質問といたしまして答弁をお聞きし、私の質問を終わります。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 質問にお答えいたします。

山口市地域防災計画の中におきまして災害応急対策につきましても記述がされているところでございますが、私どもでは、よりきめ細やかな対応として、既に災害時要支援者支援制度を考察いたしております。

この内容につきましては、障害者、ひとり暮らしの高齢者などが災害時における支援を地域の中で受けられるようにするために制度整備をするものでございます。

そうした対象者の方々につきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、また、75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者、寝たきり高齢者で介護保険法要介護4以上の判定を受けておられる方、それから認知症の高齢者、身体障害者手帳の交付を受けられている方で、それぞれ等級の1級から3級に該当する肢体不自由あるいは視覚障害者及び聴覚障害者、障害を有する人たち、また、療育手帳の交付を受けておられる方でA判定を受けておられる方、そういった方々を対象にこの制度を設けようとするものでございます。

また、こうしたそれぞれの情報は個人情報にも該当いたしますので、申し込みといたしますが、登録をされる折にそうした同意を得て今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 宮田軍作君。

4 番（宮田軍作君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、地域情報化事業について、総務部長に質問をいたします。

山田市が合併のビッグ事業と位置づけた地域情報化事業が昨年10月に完成をいたしまして、1年2カ月が経過をいたしました。昨年の3月の一般質問において地域情報化の基本計画の今後の具体的な予定についてお尋ねをしたところ、平成15年の7月にIT推進本部設置要綱を制定して、市長以下部課長級職員で構成するIT推進本部、また、課長職にある職員で構成するIT推進委員会、そして若手職員を中心にしたIT研究プロジェクトチームを組織し、厳しい財政状況の中、導入すべきアプリケーションの検討をしているとのことでありました。

今回もう一度お尋ねしたいことは、次の5項目であります。

まず、1つは、当初どのような目的でこの事業が計画をされたのか。

2つ目ですが、この目的を達成するために、どのような働きかけをされていたのか。

3つ目ですが、IT本部、IT推進委員会、そしてIT研究プロジェクトチームの構成から3年が経過しておりますが、現在まで、それぞれの活動内容。

4点目で、一般質問から2年近くになるうとしておりますが、どのような成果を上げられているのか。

5点目でございますが、今後地域情報化事業の一層の充実に向けて、何年計画で、どのような展望があるのか。

この5点について、お尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの地域情報化事業についての御質問にお答えいたします。

この事業につきましては議会で十分御審議をいただいたところでございますが、まず、1つ目の、当初どのような目的でこの事業を計画したのかにつきましては、国が平成13年の1月6日に、高度情報通信ネットワーク社会構想基本法、一般にIT基本法と呼ばれておりますが、この法律を施行いたしました。山間地が多く、採算性の問題で民間の参入が見込めない山田市において、そのままでは、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の解消がなされる見込みはありませんでした。また、国の政策で、平成23年7月24日に地上波のアナログテレビ放送が終了し、デジタル放送に変更が決定されております。

そこで、デジタルデバイド解消と地上波デジタル放送に対応することが目的で、この地域情報化事業を実施いたしましたところでございます。

次に、2点目の、その目的をなすためにどのような働きかけをしているのかにつきましては、現在は山県市内のどの地域でも、有線テレビ放送施設、I P電話、インターネットの利用が可能であり、非常に加入しやすい料金を設定し、広報等で広く市民に加入、利用を呼びかけております。

次に、3点目のI T推進本部等の活動内容と、4点目の成果につきましては、あわせて御説明をさせていただきます。

平成15年度におきましては、I T研究プロジェクトチームにおいて公共施設予約システムの学習会を2回開催し、複数の自治体に導入実績のある2つのシステムについて比較検討を行いました。この結果、サーバーとシステムを所有する自庁方式と、民間のデータセンターのサーバーを利用してサービスの提供を受けるアプリケーションサービスプロバイダー方式、略しましてA S P方式と申しますが、この2つを比較した結果、双方とも、導入コスト、ランニングコストともに多額の費用がかかることがわかってまいりました。

一方で、平成16年度から岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の公共施設予約システムワーキンググループ会議に情報政策担当者が参加し、県内の市町村と共同化の道筋を検討してまいりました。今年度はこの会議が招集されておりませんが、会議が開催され、共同化について具体的な内容が決まり次第、プロジェクトチームに諮る予定をいたしております。

また、平成16年度におきましては、平成15年度から準備を進めておりました山県市統合型G I S基本計画を策定いたしました。今年度、その計画にのっとり、岐阜県域統合型G I Sを導入しました。導入後、その運用方法についての学習会を2回開催し、各課の業務に必要な地図の電子化の整備を順次進めているところでございます。現在のところは市役所内部で利用する地図がほとんどであります。公開できるものがあれば広く市民に活用していただきたいと考えております。

また、今後は、情報セキュリティ対策の強化を図るための情報セキュリティポリシー実施手順書の策定と、ホームページの充実についての検討を予定いたしております。

各年度において、必要事項をI T推進本部員、I T推進委員会委員等へ報告するとともに、必要な承諾をいただいているところでございます。

次に、5点目の、計画と展望につきまして御説明いたします。導入すべきシステムにつきましては、先進事例を見ますと、市民のニーズが高いシステムであっても必ずしも

利用率が高いとは言えないようであります。これは、システムを利用するために個人認証を可能にする住民基本台帳カード等のＩＣカードが必要となるため、カードやカードを読み取る機械を購入しなくてはならないことが利用率の高まらない原因の一端でもあるようでございます。国においても、電子申請によるパスポートの発行が１冊１,６００万円もかかるとして財務省の指摘を受け、外務省がシステムを廃止したということもございます。市単独での構築には多額の費用がかかるため、財政難の折、他市との共同化も踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

４番（宮田軍作君） 平成１５年から準備されて、１６年の３月に山県市地域情報化基本計画が立派な冊子ででき上がっております。本市の財政が極めて厳しい方向に向いている状況において、十分に審議の結果、総工費２５億、約２５億もの膨大な投資により昨年１０月に完成した地域情報化事業は、投資効果を確信しての決定と考えます。民間企業で２５億を投資した場合、実績、それから投資効果は、毎月、いや、毎週検討するのが当然であります。つくったものの運用が最も重要であるということは言うまでもありません。

そこで、次の４点の質問をいたします。

まず、１点、このビッグ事業が市民にデジタルテレビ放送時代に対応するのが主流とした認識では寂しいことでもあります。なぜならば、本市の難視聴地域は共同受信組合が設置されて、既に対応がされていたからであります。これらの施設を取り壊してまで取り組んだ、大きな大事業であるからでもあります。本来、インターネット時代に市民の暮らしの質を高め、新たなライフスタイルの創造といった役割を果たすことが極めて重要な事業と考えます。当初の推進内容の充実、推進意欲及び認識がトーンダウンしているような感じがしてなりません、どうでしょうか。

２つ目ですが、行政内の体制整備、運用には万全の体制で取り組むべきであります。機構改革は大いに賛成するところではありますが、情報課がなくなり、担当部署だけではなく職員を含めた行政全体が、ＩＴ推進充実の必要性、重要性を念頭に市民サービスが実現できるメニューの導入に努め、市民から投資効果を評価される体制が必要と思えます。

３点目でございますが、先進地事例を見ると、市民のニーズが高いシステムであっても必ずしも利用率が高いとは言えないということでありました。山県市においてはどうか、事業計画段階で市民ニーズを聞いておりますが、導入後の市民のニーズを聞いているのか、市民にアンケートなどを実施し、市民の声を聞いた上で優先順位

を決め、費用等も交えながらできることから進めていくということは考えていないのか。

4点目でございますが、地域情報化事業は双方向システムまで到達しないと本当の成果が実感できないと思いますが、公設民営化などの運用方法の考えがあるのか、再質問をいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の、推進内容の充実、推進意欲及び認識についてでございます。先ほどは言葉足らずでございましたが、地上波デジタル放送に対応することは非常に大きな事業でありますし、デジタルデバイドの解消ということで、インターネット接続サービスの提供、IP電話網の整備、防災情報ネットワークの整備、防災行政無線の整備、消防緊急通報指令施設の整備、行政情報ネットワークの構築、図書館蔵書検索・予約システムの構築、学校間ネットワークの整備、各種データをGISにより管理するなどの事業も積極的に推進いたしております。

次に、2つ目の、行政内の体制整備についてでございますが、地域情報化基本計画に基づき、各部、各課において、先ほど申し上げました地域情報化施策を積極的に推進しているところでございます。

市民がサービスを実感できるメニューの導入といたしましては、平成16年度に導入をいたしました防災情報ネットワーク、平成17年度に導入いたしました図書館蔵書検索予約システムなどがございます。この防災情報ネットワークとは、登録された携帯電話へ、地震、台風、警報等の気象情報を配信するものでございます。さらに、今年度から、市内の小中学校、保育園、幼稚園の保護者や防災ボランティアを対象に、不審者情報を配信する防犯情報配信システム、あんしんネットも開始しております。図書館蔵書検索・予約システムとは、インターネットを利用することにより、自宅にいながらにして伊自良図書館の蔵書検索や貸出予約を行うことができます。さらには、予約した本を高富中央公民館の図書室や美山ジョイフルクラブ図書室で受け取り、返却を行うこともできます。こういったシステムの構築は、市民の皆様の評価をいただいていると考えております。

3点目の、利用率、市民アンケートの実施についてでございますが、先ほど御説明いたしました防災情報ネットワークシステムの登録者数につきましてはこの12月18日現在で158人となっており、あんしんネットの登録者数は1,683人となっております。図書館蔵書検索・予約システムの検索件数は、11月末現在で延べ5万1,605件、予約リクエスト件数は959件となっております。こういった市民の皆様に必要な情報を、ケーブルテレビ

網あるいは携帯電話といった情報通信基盤を利用することにより、積極的に配信していきたいと考えております。また、市民に対しましてのアンケート調査につきましては、有線テレビ施設整備事業完了後は特に行っておりませんが、今後は必要に応じて実施することを検討してまいります。

次に、4点目の、双方向のシステム化、公設民営化などについてでございますが、回線は光ファイバーケーブルとし、双方向通信が可能な状態になっております。しかし、テレビを使った双方向通信は、テレビ局あるいは各個人宅の機械整備も必要で、今後どのような方法で利用していくかを含めての検討課題だと考えております。また、有線テレビ局の公設民営化につきましては、市の情報政策の根幹にかかわることですので、市と市民の双方にメリットがあることを十分に確認した上で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 最後に市長にお尋ねをいたしますが、市長は、この自治体の最高責任者であり、山県市IT推進の本部長であります。せっかく投資した事業効果を市民が高く評価できる内容の充実努力は、行政の責任であります。今もできることから前向きに取り組んでおられるようでございますが、夕張の場合は、時代の変遷、社会の変革に流されてしまった政策が大きな間違いであったと考えられます。山県市も、自主財源が極めて厳しい中、世界のIT革命におくれず、IT社会の推進や情報流通の活用の重要性を認識され、決定された地域情報化事業は、時代を先取りする平野市政の重要施策と理解をしております。この事業が一層山県市の魅力、特色となり、地域の発展に大きく貢献することを、市民は期待を寄せているところであります。多額な投資不安を抱く市民が安心と期待が持てる市長のお考えをお尋ね申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再々質問について、お答えいたします。

平成16年度に山県市情報化基本計画を策定いたしました。この計画につきましては、合併に伴う行政区域の広域化により、地域市民に対する行政サービスの低下を招かないようにするため、電子自治体を含めた情報通信基盤を整備し、民間企業の事業展開に困難な地域においては、都市部と同等の行政サービスを提供できる環境を整備することを目的としたわけでございます。

平成15年度の合併とともに、新市まちづくり事業の一環として有線テレビ事業を着手

し、平成17年度に地上デジタル放送に対応できる最新の光ファイバーケーブルを市内全域に整備いたしましたところでございます。そもそもこの事業は、合併当時では旧高富町のみの有線テレビ事業でございました。それを、旧伊自良村、旧美山町地域にも拡大をして、市の均衡ある発展、均衡あるサービスの提供というような大前提の目的を持って全市に拡大した事業でございまして、合併時の申し合わせ事業でもあったと認識しております。将来、情報化時代が到来するというのも見据えた対応であって、そういうふうな受けとめておる次第でございます。

また、市内の山間地域では、テレビ受信の難視聴対策としてテレビ共聴組合を組織された共同アンテナにより受信されておりましたが、特に山間地域の積雪が多いところではアンテナの管理に大変御苦労されておられたということも聞いておりますし、当事業の完成により、皆様の御苦労も解消できたものと考えております。

この光ファイバーケーブルは、距離や時間の影響を受けず、安定した高速インターネットサービスに進めることができたことから、ホームページあるいは携帯電話から防災・防犯関係、図書館の蔵書検索、グリーンプラザみやまの利用といった問題、行政から情報を提供し、利用をいただいているところでございます。今後は、行政に申請手続等も含めて、申請書の様式等を初め、さらに多くの情報提供を進めるために、積極的に検討してまいります。整備されている基盤を生かし、情報化政策を展開してまいりたいと考えておる次第でございます。

いずれにしましても、情報化という時代は、時代の先端を行く極めて重要な事業と受けとめて、本市でも取り組んだ一大事業でございますので、これを十分に充実してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（久保田 均君） 会議を再開いたします。

通告順位6番 影山春男君。

9番（影山春男君） 議長より御指名をいただきましたので、入札に関して、市長に質問をいたします。

来年4月の市長選に立候補すると表明された市長は、新市まちづくり計画に基づき、

多くの事業の推進に対し、深く敬意をあらわすのでありますが、そこで次の質問をいたします。

最初に、入札システムに対して、予算執行の過程であって、すべて指名権による契約は首長権限とされていると思うのですが、本市では、助役を委員長として、山県市建設工事請負業者選定委員会が選定して、結論を得て市長が指名をすると思うのですが、どのようなのか。

次に、今まで、過去を振り返って、一方的に、建設関係、コンサルタント等も含めて、落札業者が偏っていなかったか。低価格での入札結果を否定したり、よしあしを問うものではありませんが、こうした低価格での契約後に工事の変更等を求められたりする等の不都合があるのではないかと、多くの市民の声が寄せられております。そうした行為が行われているのか否か、お伺いをいたします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 入札についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、競争入札における業者の選定についてでございますが、御質問にありましたように、山県市の場合、委員長を助役、副委員長を総務部長、委員として産業経済部長、基盤整備部長、水道部長、会計事務局長及び総務部総務課長の7名をもって構成する山県市建設工事請負業者選定委員会において慎重に審議を行い、決定をいたしているところでございます。その後、私が確認した上で、市長名で指名通知を発送しているところでございます。

2点目の、落札業者の偏りについてでございますが、平成15年に3町村が合併し山県市となりましてから3年8カ月間に、建設工事その他入札件数は約1,000件となっております。その入札結果等を調査いたしました。お尋ねでありましたような落札業者の偏りについては確認できず、なかったものと認識いたしております。

また、当然のことながら、入札はあくまでも公正に行っております。予定価格と比較して非常に安い応札があった場合には、当該業者に見積書を提出させ、施工等の問題がないことを確認した上で発注をいたしております。

また、基本的には契約変更は行いませんが、やむを得ない事情によって工事内容の変更をしたり追加工事を発注することがございますが、これも市において工事内容を精査した上で設計価格の算定を行い、その価格に当初の契約の落札率を乗じたものを契約額としております。したがって、入札における落札額が低いことによる不都合などは生じておりません。

最近では落札額が大幅に低いというような事例も間々見られるわけでございますが、

入札につきましてはあくまでも厳正に対処しておりますし、入札方法につきましても、現在、試行的に電子入札を取り入れております。今後とも引き続き、電子入札の結果等も十分参考にしながら、さらにまた地元山県市内の業者等の肉声という観点からも十分検討を加える必要がございますし、そうした上で一般競争入札も取り入れながら、入札制度について、公正な入札制度を検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、現在入札につきましてはいろいろ各地で問題が発生しております。そういった段階でございます。山県市におきましても、まず、電子入札の結果を見ながら、さらに一般競争入札も取り入れながら、そういったことについて入札制度を検討し、今後対応してまいりたいというふうに思っております。そんなことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 3年8カ月の間に1,000件の入札件数で、落札業者が偏りはなかったと、まずは安堵の気持ちでおりますが、最近新聞紙上でも、公共事業入札をめぐる、公権を乱用して私腹を肥やすとか、業者と癒着している、あるいは入札停止をされた等々の記事が全く毎日のごとく報道されております。と申しますのは、何をおいても、契約は公明正大を第一として、厳格に行わなければならないのです。

やむを得ない事情により工事内容を変更したり追加工事を発注することはあるということですが、特に補正予算が組まれており、工事内容の精査以前の問題であると思いません。今後、予定価格設定にもっと慎重を期していただきたい。過去にも身を滅ぼした例があるので、今後一層厳正なる行政に邁進をしていただくことを申し述べて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位7番 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、通告に従って、質問をしたいと思えます。

いよいよ冬本番となり、雪の降る時期となってまいりました。そこで、除雪の対応について、基盤整備部長にお尋ねしたいと思います。

現在、除雪につきましては、山県市除雪路面凍結防止対策実施要領に基づいて実施されているところでありますが、毎年、地元住民と除雪に関してトラブルが発生をしております。

そこで、次の点についてお尋ねをしたいと思います。

要領では、積雪観測点を設け、除雪出動の基準は担当エリアの最寄り箇所ととなっております。その観測点はといいますと、山県市役所、それから大桑の雉洞公民館、伊自良支所、美山支所、それから美山中央公民館、この5カ所となっておりますが、積雪量というのは非常に地域によって変わってまいります。例えば、高富のエリアとして考えられております市役所の観測点と私の住む梅原とでは、非常に大きな差があります。そこで、観測点をもっと増やし、除雪基準の15センチを正確に把握する必要があると思います。

また、除雪範囲は、指定した通学路、生活道路及び別途本部から指定する路線ということになっておりますが、その指定された区域あるいは路線を示す図面は1万分の1の図面でありまして、面的にはそれなりにわかるのでございますが、路線的に少しわかりづらい部分があります。幹線道路と接続する生活道路の除雪区間というのは非常にあいまいな部分がありまして、その辺がトラブルの原因になっているように思われますので、除雪路線、除雪区間をもっと大きい住宅地図等に明示し、市の担当者と除雪業者と地元の自治会役員等で十分協議をし、路線別に除雪の優先順位あるいは除雪の範囲等を事前に検討し、地域住民の理解を得て、図面にその辺を記入しながら除雪に対応していただくということがトラブルを少なくする1つの方法ではないか、そんなことを思うわけでございます。

また、車道につきましては毎年除雪されておりますが、歩道についてはほとんど除雪されておられません。特に、私どもの地域の歩道を見ますと、高校生や中学生の自転車による通学路、こんなことになっておりますし、先般の街頭指導のときにも見ましたが、高校生、中学生が約30台ぐらい、朝、通っていくわけでございますが、こうした歩道が、雪が積もりますと、自転車が通れなくなります。そうしますと、どうしてもその後雪が凍結し、そのまま放置されると、1週間から10日、歩道が通れない、こんな状況がございます。利用者は非常に不便を来しておりますし、また、歩道を利用して通学する子供や一般市民は、歩道が除雪されないと車道を通行することになり、非常に危険であります。この歩道の除雪につきましては、私は、非常に重要な市民サービスであると思っております。特に、歩道は幅が狭く、重機が入りませんので、できれば小型の除雪機等を購入し、あるいは業者の手持ちのそういった除雪機を利用しての除雪を今後委託していく、こんな考えはないのかどうか。

また、要領では、本部職員は随時市内の積雪除雪状況を把握し、パトロールを終了後、降雪量、それから除雪状況等の確認簿に状況を記入し、本部長に報告することになって

おりますが、余りパトロールを、我々、見かけたことがないようですけども、こういったことをする職員の配置等は十分な体制がとれているのでしょうか。市のお考えをお尋ねします。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 除雪の対応についてお答えします。

まず、除雪の出動基準となる積雪量を把握するために、基準観測点を市内各地に5カ所設け、さらに、地域によって積雪量の差がありますので、迅速に対応するため、除雪を委託した45業者 これは本年12月1日に除雪説明会を行いまして委託契約を結んでおるところでございます の担当エリアの最寄りの箇所を出動基準観測点としまして、気象、積雪の状況等を総合的に判断し、待機、出動を業者おのおので決定しています。なお、出動の判断を迷う場合は、建設課と協議することとしています。

除雪の範囲につきましては、担当エリアの幹線道路及び通学路を最優先として除雪を行い、その後支線に入りますので、優先する道路は、建設課から配付しました業者手持ちの図面上に線指定として明示してあります。また、優先順位等の自治会協議につきましては、1つのエリア内に複数の自治会が存在し、さらに除雪機械の待機位置が特定されておりますので、できるだけ効率的な作業を行うよう、従来からの経験を生かした方法で行っております。なお、地元自治会との協議は今後の課題としたいと思います。

次に、歩道の除雪につきましては、国道、県道も基本的には行っておらず、県、市といたしましては、通学路に指定された歩道で、除雪機械の入ることが可能な歩道のみ行っております。また、小型の除雪機を購入し、作業を委託する考えはないかについては、雪の捨て場所、効率あるいは安全、財政上等の課題があると考えます。

次に、除雪パトロールにつきましては、業者の作業開始と幹線道路及び指定通学路の作業の終了時点でパトロールを実施し、本部の建設課への最終的な報告としております。

なお、市民からの除雪に対する要望等、非常に多く寄せられておりますので、業者への指示も含めまして、除雪時は建設課職員が4名ずつ交互に朝4時出勤し、十分な対応に努めておるところでございます。

以上で答弁といたします。

議長（久保田 均君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） ただいま答弁をいただきましたが、再度、基盤整備部長にお尋ねをいたしたいと思います。

雪の降り積もるのは夜が多く、除雪につきましては職員の方々も早朝より大変御苦労をかけているということもわかりましたし、私は、職員の負担が少しでも軽くなるよう、

自治会等に協議をし、自治会等の御協力をいただきながら進めれば非常によいのではないかと、こんなことを思っております。

除雪の出動の決定につきましては、お聞きしたところによりますと業者に任せて、業者の判断というようなことの答弁でございましたけれども、私は、貴重な皆さんの税金を使って除雪作業を行うわけでございます、やはり市の責任において除雪業者に出動の命令を出すべきではないかと、こんなことを思います。

また、歩道の除雪につきましては、財政上の問題、あるいはどこをどのような方法でだれに除雪をお願いするのかといったいろいろな問題はあるかと思っておりますけれども、現在、歩道を通行するのは、次の世代を担う若き学生の通学路、これが主体になっておるようでございますので、その安全確保のためにも至急検討をしていただき、実施に向けての方策をお願いしたいと、こんなことを思って、部長の前向きな答弁を期待してこの質問を終わりにしたいと思っております。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 自治会との協議でございますけれども、第1回目で申し上げましたように、PRすることは非常に大切なことだと思いますし、今後の課題としたいということは思います。

次に、業者の考えでもって除雪ということでございますけれども、降雪時の除雪は、極めて迅速な対応と、一斉の除雪が求められるわけでございます。したがって、45業者の皆様には、それぞれの各エリアで、積雪15センチをめどにして出動の可否を決定していただいております。例えば12センチの降雪、積雪でも、なお降り続くということであれば出動をするというような、そういう打ち合わせも当然しておりますので、その線に沿って行っていただくということになっております。

なお、岐阜土木事務所管内、この山県管内でございますけれども、2カ所の積雪観測点を持っております。1カ所は美山の神崎、もう一カ所はこの高木地内にあります。この観測につきましては、岐阜土木事務所へリアルタイムで情報が入るシステムとなっております。これは当然山県市建設課におきましてもホームページで見ることができるといことで、十分把握はできるわけでございます。

なお、通学路の安全の確保からの除雪も非常に大切なことと思っております。その必要性は積雪量によっても違うと思っておりますし、例えば昨年度のような、非常なあといった大雪はまれであるかと思っておりますが、今後検討の課題というふうにしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、新聞のお悔やみ掲載についての質問で、市民環境部長にお尋ねをします。

最近、新聞のお悔やみ欄に、お亡くなりになられました方の住所あるいは氏名が、市町村別に掲載されております。だれしも生前お世話になりました方には、最後のお別れに参列し、御冥福をお祈りしたいと思われていることと思います。しかし、山県市は、土曜日、日曜日、祭日に死亡届が受け付けられましても、新聞社への連絡がないため、土日、祭日の翌日の新聞に掲載されません。したがって、新聞を見てみますと、火曜日あたりに一括掲載されている、こういうことになっておりますので、新聞で見たときは既に告別式が済んでいたと、こんなことになりかねません。

それでは、せっかくの住民サービスとしてこうした新聞掲載があるのが半減してしまいますので、山県市の周辺の町村を新聞で見ても、こういった土曜日、日曜日あるいは祭日の翌日も掲載されているのが、この近くでは各務原市あるいは羽島市、関市、美濃市、こんなところが目につきますし、県内でも多くの市町村が毎日のように掲載をしております。山県市も、土曜日、日曜日、祭日は職員が日直をしていると聞いておりますので、死亡届の受け付けをしっかりと行い、間違いなく新聞社の方へ連絡をしていただければ、毎日掲載ができるのではないかと、こんなことを思うわけであります。

また、新聞に掲載するかしないかの確認の際に、死亡の広告と勘違いをされて、新聞に出すとお金が要るのではないかと、こんな勘違いをされた方もあるやに聞いておりますので、そういった間違いがないように、十分届けの際には説明をしていただきながら、できるだけ多くの皆様方に御理解をいただき、掲載していただきたいと思いますが、部長の所見をお聞かせください。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 新聞のお悔やみ掲載についての御質問にお答えします。

御不幸に際しまして、生前お世話になった方への連絡は、日本の生活文化で大切なことであり、最後のお別れには何をおいても参列したいものでございます。

現在、新聞のお悔やみ掲載につきましては、平日の午後4時までに届け出があり、掲載の同意をいただいた方に限り、新聞社へ連絡を行い、後日に掲載をしていただいております。土曜日、日曜日、祝日の新聞掲載につきましては、今まで、各種検討を行ってまいりましたが、平日の窓口業務と同様に、新聞掲載について十分に説明を行ってまいりましたが、平日の窓口業務と同様に、新聞掲載について十分に説明を行ってまいりましたが、掲載に同意をいただいた方に限り、平成19年1月から午後4時までの届け出分について、ようやく平日と同様に翌日の新聞に掲載していただくことができるようになりました。

なお、4時以降の届け出分につきましては、平日と同様、翌々日の掲載になると思わ

れます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 市民環境部長から今答弁をいただきました。答弁によりますと、早速この1月から実施をしていただけるような答弁でございまして、大変よかったと思っております。

今後こういったことにつきまして、ひとつよろしく願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で谷村松男君の一般質問を終わります。

通告順位8番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝でございます。

3つの点で質問をいたしますが、まず、1つ目は、現在停止中、休止中の、一般ごみ、一般廃棄物の焼却施設、これを活用して市の財政の効率化を行うべきではないかという点で、平野市長に質問をいたします。

市は現在、溶融炉を含む新型の焼却施設建設に向かって、平成22年3月をめどに邁進をしております。しかし、溶融炉は、莫大な建設費と維持費を必要とする上に、焼却ごみ減量で地球温暖化を防止するという地球規模の目的に反すること、また、資源として活用できるものまで金をかけて燃やしてしまう、また、数々の事故を起こしているなど、たくさんの問題を持っております。

山県市のクリーンセンターに、現在使用を停止されております焼却炉の2基は、平成3年3月に竣工をされまして、その後、わずか11年余り使っただけということで停止をしているわけでありまして。平成14年の12月1日から岐阜市に焼却を委託することになりまして、4年間停止をしている状況でありますけれども、この施設は、ダイオキシン対策をとれば、まだまだ活用ができます。

また、灰などの最終処分場の埋立状況は、毎年度平均埋立計画量の6割台で推移をしてきておりまして、9年間埋め立ててきたわけですが、その容量の半分がまだ余っているということでもあります。燃やすごみなどの分別を進めてごみ減量を推進すれば、さらにこの最終処分場の延命は可能だというふうに思います。

ダイオキシン対策に必要な経費というのは、数年前の行政の試算におきまして、10億円弱でできるという試算がされております。ほかの自治体を見ましても、ダイオキシン対策をとって既存の施設を活用しているところが、全国ではほとんどであります。税のむだにつながる新焼却炉の建設は見合わせるべきではありませんか。そうすれば、20億

円から30億円という莫大な税の消費を避けることができます。

幸いにも山県市は地元の了解もあり、また、最終処分場にも余裕があります。ごみ問題を研究する時間が与えられているというふうに言えるのではないのでしょうか。

私は、山県市のごみ減量対策はまだ不十分であるというふうに考えております。一層の対策が求められております。こうした点で、山県市は、現状では、最少の税で最大の効果を求められる自治体の本来の努力が不十分だと言わなければなりません。

去る11月20日、私は改めて停止中の2つの焼却炉と最終処分場を視察してまいりました。焼却炉はダイオキシン対策のための改良が十分可能であると見受けられましたし、埋立場所も、先ほど申し上げましたように、約半分までの埋め立てということで、ゆとりがあります。市の財産でありますこれらの十分活用可能な焼却施設を壊してしまうのは、市民に対する背任行為だと言えるのではないかというふうに思います。常々市財政は大変だからと市民に協力を求めている市としては、今ある市の財産を有効活用することこそが求められるのではないのでしょうか。

市の借金を大きく積み上げる、約30億円かかると言われておりますけれども、莫大な建設費、そして多大な維持管理費を要することになる新しい溶融炉を含んだ建設計画、これは、焼却ごみ減量に逆行するなど、溶融施設を含む焼却施設建設の見直しをして、停止している施設を改良して活用することを私は求めたいというふうに思います。

答弁を求めます。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 一般ごみ焼却施設の活用についての御質問にお答えいたします。

旧山県郡の3町村で構成しておりました山県郡環境衛生施設組合で運営しておりましたごみ焼却処理施設では、ダイオキシン類の排出量は、25ナノグラムから35ナノグラムが排出量でございました。しかし、法律の改正に伴いまして、平成14年の12月からは、基準値は5ナノグラム以下に適合する対策が必要となったわけでございます。この辺につきましては議員も十分御承知のことと思います。

また、ダイオキシン類の規制強化に伴い、施設の構造基準及び運転管理基準も強化されたことから、これについても施設の構造及び運転管理基準に適合する施設の改善が必要となりました。

当時では、1日当たりの処理規模が約100トン以下の施設は更新に伴う国の財政支援 廃棄物処理施設整備国庫補助金というんですが が受けられないという理由により、当時の改造費約10億円を組合単独で投資することになるということでございますので、そういったことからやむを得ず中止することとなりました。

さて、施設を今から改造するには、次にお示ししますような幾つかの問題点がござい
ます。

まず、第1の問題点としましては、ダイオキシン類の排出基準を初めとする施設の構造
基準、運転管理基準を法律に適合するよう改造するにしても、財政的には、現在の国の
財政支援制度である循環型社会形成推進交付金制度のもとでは交付金対象施設とはなら
ないということになっておりますので、財政的にも山県市の単独負担での対応となりま
す。

また、第2の問題点として、外見的には問題がないようでございます。議員もごらん
になっていただいたようでございますが、4年間というブランクもございませぬ。内面構
造は著しく損傷し、酸性ガス、高温に耐えられないものになっておるといふことでご
ざいませぬ。現在では、前にも述べましたように、約10億円の費用ではとても改造工事は
できないというふうな実態であろうかと思っております。

また、第3の問題点として、この施設は平成3年4月から稼働し、15年を経過して
おり、ダイオキシンの対策を行ったとしても施設はあと7年から10年で使用が不可能にな
るものと関係者が申しておるところでございませぬ。

第4の問題点といたしましては、ダイオキシン類の発生抑制のための有効な運転方法と
して、24時間の連続運転で安定的な運転が望ましいと国が指導しております。この対策
につきましても、山県市のごみ焼却施設は8時間運転の炉設計であるため、改造工事を
行ったとしても24時間連続運転方法になりませぬので、運転方法の改善は、現在の施設
ではできないといふことでございませぬ。

また、第5の問題点として、8時間運転を行いますと、立ち上げ、立ち下げ時の完全
燃焼の温度管理が必要であるため、ダイオキシン類の排出抑制を図るには多量の燃料が
必要でございませぬ。維持管理経費が増嵩するといふことになってまいりませぬ。

以上5つの問題点すべてをクリアすることができない、非常に困難であるといふこと
でございませぬ。また、施設はダイオキシン類の問題で休止したことから、再開につ
きましては、このダイオキシン類の問題解決の十分な説明あるいは確実な安全な施設
であることを確信しなければ、地元同意を得て再開することは非常に困難であると思
えませぬ。

したがいまして、既存施設の活用は現在考えておりませぬ。こういったことにつ
きまして、議員もこのことについていろいろ研究されて十分御承知のことと思
っております。

次に、最終処分場に余裕があるとの御指摘でございませぬが、最終処分場の計画から
施設建設までには、施設建設予定地周辺の住民同意を含めて、10年から15年程
度の期間が

必要とされております。特に山県市の場合には、今度最終処分場を整備するためには、用地取得からとなりますと大変な準備期間が必要であると思われまゝ。したがって、現在の最終処分場に今のまま埋め立てを行うとすれば、約8年から10年ぐらいで満杯になると思われまゝ。そうすると、今から最終処分場の建設について議論をしないと間に合わないというようなことにもなってまいります。

しかしながら、山県市が計画しています熱回収施設は、中間処理施設から最終処分場までを含めた、山県市の平成20年代以降の総合的な循環型社会形成推進施設を見据えた施設づくりを考えているところでございます。

その一端を述べますと、不燃ごみ、粗大ごみの中に混在しております鉄、アルミ等についてはリサイクルセンターにより資源回収を行い、焼却処理した焼却灰についてはスラグ化し、スラグのリサイクルを行うことにより最終処分場を最小限にし、現在の最終処分場を延命することによりまして最終処分場の有効利用を図ることを考えております。現在では、平成38年から40年ごろまでは有効に活用できるだろうという見通しが立てられております。

また、今回、山県市の施設整備事業は環境省から循環型社会形成推進地域計画の承認をいただいておりますし、循環型社会形成推進交付金の内示も平成18年度5月にいただいております。

このようなことから、ごみ処理施設整備事業は、財政的なことも重要なことであると思ひますが、ごみ処理施設のような迷惑施設につきましては住民の理解が最も大切であると考えております。地元住民の不安を最大限に解消し、住みよいまちづくりを推進していかなければならないと考えております。幸いにして、既存施設敷地内での地元住民の御理解を得ることができましたので、市民の生活環境のさらなる向上を目指し、平成22年4月以降のごみ処理を滞りなく、円滑に処理するために、既存施設用地内で単独の施設建設が最も最良の方法であると判断したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、御答弁いただきましたけれども、その御答弁というのは、今の停止中の焼却炉については、新しい計画を推進するために準備された回答だというふうには、今のところでは思えないわけでありまゝ。

実際問題、停止中の焼却炉というのは屋内にきちんと囲われて立っているわけでありまして、この間、その周りをいろいろと、下から上まで、私、眺めてきましたけれども、中までは危険の問題もありますので眺めることはできませんでしたが、非常に保

存状態はよかったですね。ですから、今の御答弁だけでは本当に、そういった改築専門の方の検証とか、そういうようなものがなければ、私としてはそのまま受けとめることはできないというふうに思います。

実際問題、山県市のこのごみ問題につきましては、次、溶融炉を含めた国の推奨する方向での焼却施設、処理施設をつくっていくんだということでありまして、溶融炉のあり方というのは、結局、焼却ごみを減らしていくという方向ではなくて、ここなら何でも燃やせますよということで、実際分別したごみまでまた集めて燃やしていると、ごみが足りなくて、そういうようなことも聞いております。

それから、一般ごみの処理として使われる溶融炉というのは、まだ開発されてから年数が非常に浅くて、使われるようになってからも次々と事故が起きております。2001年の7月には福島県のいわき市の清掃センターで、また、8月には愛知県の小牧岩倉衛生組合でスラグが流出するという事故も起きておりますし、また、2002年の1月には東海市で爆発事故を起こして10人の方が重軽傷を負っていると。また、おととしの7月には静岡市で水蒸気爆発が起きて、スラグがもちろん流れ出して大変な事故になっております、幸いこの場合には人身事故はなかったわけですが、そういうように、非常に機種として安定したものではないという状況にあります。

さらに、建設費は莫大な建設費がかかりますし、そして運転コストも非常にがかかります。こういった問題で、今後維持費だけでも、溶融炉を含まない焼却炉に比べて、10年間で約13億円の経常経費の差が出てくるというふうに山県市の場合には考えられるのではないかなというふうに思います。こうしたことが結局、建設費の借金と維持費の膨らみということで、市の財政を大きく圧迫してくることは明らかであります。

まず、山県市のごみ問題でこれまでのことを思い起こしますに、市民が蚊帳の外に置かれてきたという感が非常に強いわけでありまして。市民はいろんな知識やら価値観やらを持っております。そういったもの一つ一つ、市の宝だというふうに思うわけですが、そうした市の宝を、この一般ごみの処理計画につきまして、山県市は全く引き出していないと、生かしていないと、そういう状況ではないかというふうに思うわけです。分別の問題にしても、そして、むだな大きな炉をつくらなくてもいいんじゃないかというような議論も起きてくることも考えられますし、こうした問題、山県市、3万人の人口ということで、小さな自治体としての大きなメリットの1つが、市民の声をきめ細かく市の政策に反映させていくという点ではないかと思うわけでありまして、そういうことから考えまして、まだ少し時間のゆとりはあるというふうに私は思うんです。

それから、国の方の補助金の話もありましたけれども、その後、国の方にやっぱりこ

うした国民の声というのが届きまして、国会答弁におきまして、溶融炉、必ずしも必要ではないと、溶融炉を設置しなくても国からお金は出しますよと、今は交付金という形で出されるようですね、そういうようなことも変わってきているわけでありませぬ。そういうようなこともあります。

ちょっと立ちどまって、市民とともに考え直す、そういうことが必要ではないかというふうに思うわけですね、こうしたことはやっぱり市長の考え方というのが大きくここで出てくる問題だというふうに私は思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再質問にお答えします。

今、中田議員、少し立ちどまってよく検討するということを言われました。先ほどる申しましたように、先ほど5つの問題を提起して、5つの問題もすべてクリアできんというようなことでもございますし、22年の3月というのは先が見えております。そんなときに立ちどまって事業を見直すというようなことはとても到底できませんし、現在、いろいろの専門家によります選定委員会でもいろいろの方法はございます。その中で最適な方法を選定していただいて、それにのっとって今後進めていくということでございますので、そんなふうで事業の推進を図ってまいりたいというふうで思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 方針を変える考えはないという御答弁でありましたけど、その1つに時間がないというふうなことをおっしゃいましたが、まだ4年ほどあるわけですね。

既存の施設を改造して、ダイオキシン対策をとるために改造して使っているところの例を見ますと、西濃環境整備組合というところがあります。大垣市やら旧本巣郡やらのごみをやっているところですね、ここの焼却炉は、山県市と同じ年に、平成3年につくられた、建設された施設なんですけど、1日90トン処理することができる炉が2つあるわけですね、ここは2年間で改造の工事を完了しております。前後1年、2年あると考えれば、検討する時間も十分あるというふうに私は考えます。

それから、難しい難しいというお話でしたけれども、実際にはそれが、最悪の場合、今の停止している炉がどうしても改造に耐えないというようなことがあった場合でも、溶融炉はやめて、ごみの量に合わせて活用できるような焼却炉だけの建設にするというような方法も考えられるというふうに思うわけですね、最悪の場合。

そうした例としまして、埼玉県の大井町というところでは、最初やっぱり今の山県市のように大きな計画があったようです。当初60億から70億円の施設建設が必要だというお話があったんだそうですね。そういったところで、ここでは住民参加で十分検討されて、やっぱり溶融炉は問題だということで焼却炉のみの建設にして、1日60トンの処理する焼却炉を8億2,000万円で建設しているということですね。

そういうような例も全国にはいろいろあるというわけで、検討すべき問題というのは他自治体からいろいろ学ぶこともできるというふうに私は考えます。

次の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目の質問は、子供たちの給食調理の民間委託は中止をすべきだという立場から、小林教育長に質問をいたします。

9月の山県市の定例議会一般質問の答弁で、来年4月から給食調理の民間委託を順次実施していくという方針が出されました。しかし、その後、11月29日の議会全員協議会で市長から、来年の民間委託はしない、1年先延ばしをすると、一部方針変更の報告が出されました。

そもそも、現実に給食に日々携わっている学校や給食関係の教員、職員、保護者にこの問題が相談されたのだろうかということで、私はずっと疑問を持っております。市の広報8月号に、まず初めて調理の民間委託について検討するという言葉で、市民の知るところとなっているわけでありますが、そして、1カ月後、9月の議会の定例議会では、来年4月から実施するというような回答がされているというわけですので、こうしたことはやっぱり、時間的なことを考えましても、一部私は学校関係者に直接問い合わせなどもしているわけですけれども、学校関係者、職員、調理員、こうした調理を民間委託するという問題が一体子供たちの教育との関係でどういう問題を持つんだろうかというように十分な検討がされているという状況ではありませんでした。

市は、調理部門の民間委託を2008年度に1年先延ばしするだけということで、方針は今のところ変えていないわけですけれども、私は再度この問題で、子供の体と心をはぐくむ重要な教育の一環としての学校や保育園の給食を市の職員で責任を持って行うことの意味をこの機会に再確認をし、その上で改善の努力をしていくべきではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） ただいまの給食調理業務民間委託に関する御質問にお答えいたします。

市といたしまして総合的に判断をした結果、現在進めております学校適正規模等検討

委員会の審議過程などを見据えてから給食調理業務の民間委託事業を推進していくのが今のところ最善であると考えております。

関係者への周知につきましては、8月号の広報で、行革大綱実施計画改訂版ということでお知らせをしたところでございますけれど、これまでには既に学校関係者等に計画とか方針等の説明も行いまして、御意見も聞いてまいりました。また、該当する保護者の方々へも代表を通じて周知する予定もしておいたところでございます。

いずれにいたしましても、十分に検討を重ねた結果、平成19年度の実施は先延べということを決定したところでございます。

食に関する問題につきましては、子供の体と心をはぐくむ重要なことという認識に立ちまして、今後もこの立場を大切にしていける所存でございます。

以上、答弁といたします。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 十分に検討をされたということですが、私の感じているところではそうではないんですね。ぜひ、この機会に本当に十分の検討を、一部の方の意見とかではなくて子供の教育にかかわるすべての方々を対象に、十分の深い検討を求めていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3番目の質問は、市の出資金などで水道料金の値上げは見直しをすべきだということで、市長に質問をいたします。

市は、9月の定例議会に、水道料金の、最終的には50%という、一日たりとも欠かせない水道という公共料金の値上げでは恐らくほかに例を見ないであろうと思われるとんでもない値上げ案を提出してまいりまして、自民系、与党派の議員と公明党の議員の賛成多数で可決をされました。市の理由としては水道事業会計がこのままでは赤字になるからというもので、背景には、例えば総額44億円と言われる美山地区の簡易水道の統合、拡張工事など、水道の基盤整備の事業があるわけでありまして、

美山地区や伊自良地区の簡易水道統合事業というのは町村合併以前からの課題でありまして、合併による大型事業の推進の上下水道事業の筆頭に掲げられていたものであります。このような大型事業による水道会計の赤字を水道料金の値上げで賄うことに無理があると私は考えまして、9月の議会で強く反対をしたわけです。

水道事業は、企業会計が義務づけられております。独立採算制が強調されておりますけれども、公営の企業会計をつかさどる公営企業法では、必要な場合の市の出資金などを認めております。市には使い道の決まっていない財政調整基金もありますし、これを

活用して出資をし、料金値上げを見直すこともできるのではないのでしょうか。

また、水道会計の、平成17年度、昨年度の決算によりますと、水道会計の現金預金の残高というのは9億2,000万円余りと、同年度の水道料金の収入、これが2億3,400万円余りでありますけれども、その4倍もの残高があります。この現金預金残高、これを有効的に活用するという事も可能だというふうに考えます。

いずれにしても、市民生活を大きく圧迫する水道料金の値上げの見直しが必要ではないかというふうに私は考えますので、市長の答弁を求めたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平野市長。

市長（平野 元君） 水道料金値上げの見直しということで、質問にお答えします。

まずもって、平成18年第3回の定例会におきまして、水道事業の経営の健全化を確保するための料金改定を提案いたしましたところ、大多数の議員の皆様にも市の水道事業の厳しい財政状況と企業会計は独立採算を原則とするという趣旨を御理解いただきまして、お認めをいただいたところでございます。

そういうことでございますので、今後におきましてはさらなる経費の節減には努め、十分節減に努め、安全で良質な水の安定供給に努めてまいりたいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、今回の料金改定につきましては、水道事業の経営の健全化を確保するためにやむを得ないものであったということでございます。諮問を行った水道事業審議会でも6回にわたって慎重な審議が行われまして、その答申に基づいて料金改定案を議会に提案し、議決いただいたものでございます。地方公営企業法の趣旨に沿ったものでございまして、御質問のような見直しは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 出資は考えていないという御答弁でしたけれども、市民の生活を守るために、どうしたら、どのように金を使ったらいいかということ、根本的な問題から説明をして、そして進めていくのが市長を先頭とする市の執行部の仕事ではないかというふうに思います。

休憩時間中に水道部長がお話しになっておりましたように、公営企業法の第3章におきまして、公営企業への市の出資というのは認められているわけでありまして。今回の値上げの原因といえば、結局これから水道事業としての借金を返していかなければならない、そういうために水道会計の圧迫をして赤字が生まれてくるというわけでありまして、その大きな企業債、既に今年度末で約30億円のまだ返していない水道企業の借金を抱えるということになるわけですが、それはすべて、建設または改良という、そういう事業によって起こした債務であります。それを水道料金でこれから返していくということで結局大きな赤字が出てくるというわけでありまして、公営企業法の第18条には出資という項目があります。地方公共団体は、第17条の、第17条というのは特別会計の経費の負担の原則について定めているわけですが、その第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる、このようにうたっておりまして、第18条の2項では、地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じて納付金を一般会計または当該他の特別会計に納付するものとする、このように出資についてきちんと位置づけをしておるわけでありまして。

本当に何十億という山口市の上水の拡張事業を今進めているわけでありまして、こうした大きな基盤整備の事業にはやっぱり市が出資をしていくぐらいの気構えを持たないと、市民は本当に助からないということになるわけです。こういうことから、出資は可能だということについて、市長はお認めになりますか。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時09分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平野市長。

市長（平野 元君） 再質問にお答えします。

先ほど来申しておりますし、休憩時間といいながら水道部長も申しておりましたとおりでございます。そして、水道料金の改定につきましては、先ほど申しましたような、そういった審査会も設けて、広く一般の専門家、あるいは地域の代表の方、広く市民の皆さんにそういう意見を聞いて改定をしてやろうということでございますし、合併時の料金につきましては3町村の申し合わせによって一番低い料金に合わせたという経過もございます。今度改定した料金は、各市町村との比較をしましても、決して上位なもの

ではございません。

そういった意味でもこの水道事業が赤字になっては市民の皆さんに迷惑をかけるということになってきますので、そういった意味で経営の安定を図るためにこの改定を行ったわけでございますし、9月、先回の定例会でお決めになったことございまして、まだ3カ月ほどしか経過しておりません。ここで改定するということは一切考えておりませんので、御了承のほど、お願いします。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 考えていないという御答弁でございましたけれども、この間、山口市は、保育料は値上げをする、わずか1カ月1人当たり3,000円の大変日夜介護に苦勞していらっしゃる家族に出すような3,000円の介護手当も廃止をしてしまう、その他福祉に対するお金というのはどんどんどんどん削っているわけでありますね。国の方では、税制や、また医療改革などによりまして、市民の負担というのは本当にずっしりと重く、このところ、肩ののしかかってきておるわけであります。

そういった中で、水道料金が50%も値上げするなんていうことは、本当にそれにまたさらにとということになるわけですし、他の自治体と比べて安いというふうに言われますけれども、山口市は水源そのものに恵まれているわけでありまして、当然経費は安くなって当たり前でありまして、水道料金が安くても、それはもうこの地の利ということで、住民すべてが恩恵を受けるべき問題だというふうに思うわけですね。

そういうことから考えて、市の出資金、これをやっぱりきちんと位置づけて、基盤整備に多少なりとも負担をしていくということを重ねて求めまして、私の質問を終わりといたします。

議長（久保田 均君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後2時35分。

午後2時12分休憩

午後2時35分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。

通告順位9番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従いまして、選挙のあり方の問題、それから財政破綻の問題、それと市の行政事務のあり方について、3つ質問いたします。

まず、市長に伺いますけれども、市長及び市議会議員の選挙の費用を税金で負担するという制度があります。この選挙公営という制度についてお尋ねします。これは、選挙のときのポスター、それから選挙カーの賃料、ガソリン代、そして運転手の日当などを税金で負担するという制度のことです。候補者から請求があった場合、税金で負担するという建前になっています。山県市は、自治体合併してからこの制度を導入しました。

2年半前に市議選が行われましたけれども、このとき22人の定員に対して27人が立候補、このうち2人は請求していません。私は、選挙は自分ですべきものだということで、税金で候補者個人を応援するということにも疑問があり、請求しませんでした。

全国を見ると、市民の批判もあって、額や基準の引き下げなどの改革が進められています。1999年、栃木県の栃木市では選挙ポスター代の水増し請求ということが見つかり、市で印刷代の相場などを調査し、あいまいな企画費というものをゼロにして、印刷代のみの12万円というふうにしています。愛知県内でも、昨年からことしにかけて、額を引き下げたり、方法を改善したり、そういった自治体もあります。

そこで、公職選挙法に基づく山県市の選挙公営関係の条例、これに関して前回の選挙を前提に質問いたします。

まず、1つ目、ポスターですけれども、ポスター代の条例の定める上限は37万710円という算出根拠があります。条例で規定する30万1,875円が、いわゆるデザイン費、制作費などの企画費というふうに言われ、それから、1つの掲示板、つまりポスター1枚当たりということになりますけれども、これが510円48銭と、これが印刷費というふうにとらえられます。どんな印刷というのも一般に印刷の枚数が増えるほど割安になるというのは当然です。山県市の候補者1人のポスターというのは135枚あるわけですけれども、この1枚当たりの印刷費の単価、この限度額は先ほどの数字から2,746円と、1枚2,746円というふうに計算されてきます。

そこで、まず、1つ目ですけど、一般的な観点として、この印刷単価というのは今の世の中の実勢の価格と合致していると市長は考えるのか、あるいは高過ぎると考えるのか、いかがでしょうか。

2つ目ですが、具体的に平野市長が、3年前の山県市の最初の市長選挙、このときに市長の選挙ポスター代として請求された単価は1枚951円というふうに理解しています。条例の限度額2,746円の約3分の1というふうで、どちらが妥当なのか、いかがお考えでしょうか。

それから、3つ目ですけど、前回の市議選で税金から負担を請求した25人の候補者のうち、上限の95%以上、この額を請求したのは6人です。つまり、ポスター1枚当た

り2,600円から2,700円を請求しているということになります。50%以上、つまり1枚当たり1,400円以上という額を請求したのは合計で10人です。他の自治体の例を見ても、岐阜市や山県市の相場を見ても、1枚1,000円の単価設定で十分だと、そういうふうに言う議会人もいます。

現在の平野市長、あなたはさきの9月議会の末日に来年の市長選挙の再選の意向を表明されました。自らの選挙こそ実態に即した制度にすべきだと、そういった意見も出ています。ポスターの場合の企画費はゼロにして単価1,000円とするよう、条例改正してはどうでしょうか。

4つ目ですけれども、入札などでも、公正を確保するために、積算書、内訳書などを提出させるということも行われます。ポスターについても見積書、内訳書を添付させるべきだと、そういった意見もあります。この際、内訳書を添付させるというふうに制度改正してはどうでしょうか。

それから、今度は車の燃料費と、ガソリン代などについて伺いますけれども、選挙カーの燃料費として、条例は1日当たり7,350円という額を規定しています。前回の市長選の候補者の請求を見ると、皆普通車の5ナンバーの乗用車か4ナンバーのバンなどでした。条例の1日上限7,350円というのを当時のガソリン代で割って、燃費をリッター8キロと計算したとしても、1日500キロ以上走るということになるわけですね。1日500キロ以上走る選挙カーというのは、国会議員の候補が非常に大きな選挙区を急いで回ったときに出る非常にまれな走行距離だということで、そういったときは話題になってテレビや新聞でも出るほど珍しい距離なんですね。山県市の市長選や市議選としては到底あり得ないということです。この95%以上の請求をした人は1人、50%以上で見れば計5人が請求しています。条例の上限は実際には走行不可能な距離なわけですね。

伺いますが、1つ目、市長はこの上限の設定を妥当だと考えるのか、高過ぎると考えないのでしょうか。

次に、山県市は請求の書類に選挙カーの車種を記入させています。ポスター同様、内訳書に、選挙カーの選挙期間中の最初の距離、それから最後の走行距離、メーターの数字を提出させる、あるいはその写真も提出させるというふうにすれば、実質の選挙期間中の走行距離というのが記録できます。そういった形で、表示キロ数の申告、写真の添付と、こういったことを導入してはどうでしょうか。

それから、最後ですけれども、そもそも果たしてこういった税金で選挙の費用を負担することが必要なのかという観点で伺いますけれども、私は市民に聞いてみました。ほとんどの人が、一般の人が、そんなこと、つまり選挙のポスターとか選挙カーのお金、

賃貸料、車の燃料費、運転手のお金、そういったものが税金で払われているということは知らないというわけですね。しかも、これは候補者が申請をした場合ということで、必ず出すわけではないわけですが、そもそも財政難の折にそんな制度は廃止すべきだという意見があります。選挙の候補者というのは、自分の意思で選挙に出るんだから、自分で払うべきだと、そういった声です。

3年前の市議選で、山田市が、つまり市民の皆さんの税金で負担した候補者のための費用というのは、何と1,020万円にもなる。その前年の市長選は無投票でたった1日の選挙でしたけれども、市長候補である平野さんの請求に基づいて、15万円が平野さんの方に支給されたという形です。

市の財政が破綻寸前であるということは極めて重大な事実です。この際、市民の理解を得られるというふうには思えないこの選挙公営という制度、候補者の費用を税金で負担するという条例は廃止してはどうでしょうか。来年の4月の市長選の前というふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

選挙公営に関するお尋ねでございますが、議員も十分御承知のことで御質問になっておるといってございまして、具体的にお答えする前に、その概要といえますか、ちょっと御説明したいというふうに思っております。

そもそも選挙の公営の趣旨につきましては、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として制度化されたというふうに聞いておりますし、実際そういう趣旨だと思っております。

公職選挙法が規定する選挙公営には、大きく分けて16種類の方法が定められております。その実施方法や負担区分につきましても公職選挙法に定められているところでございます。

例えば投票記載所における氏名等の掲示につきましては選挙管理委員会が行うこととなっておりますし、通常はがきの交付につきましては、選挙管理委員会が直接関与はせず、その経費の負担のみを行うこととなっております。この2つの制度につきましては、国政選挙、地方選挙のいずれの選挙においても適用される、いわば義務的な選挙公営制度でございます。

一方、議員御指摘の選挙運動用の自動車の使用やポスターの作成につきましては、国政選挙の場合には公営制度が義務づけられておりますが、地方選挙の場合には条例を定めることによって行うことができると、いわば任意の選挙公営制度となっているもので

ございます。

なお、この2つの制度につきましては、市町村の場合には市のみに認められた制度でございまして、町村の場合は条例を定めて行うことはできないというふうになっております。本市におきましては、この条例は市発足時に制定されており、金額の単価等につきましては公職選挙法施行令に定められた基準単価と同額としておるところでございます。

そこで、まず、1番目の御質問でございますが、ポスターに関するお尋ねでございます。この単価の根拠につきましては、議員御発言のとおり、総務省によりまして、30万1,875円が企画費で510円48銭が印刷費とされているところでございます。ちなみに印刷枚数が増えることによって割安になることに関しましては、政令では、500枚を超える分の印刷費は、単価は26円73銭とされておるところでございます。

まず、ポスターに関する1点目のこうした単価が実勢価格と合致していると考えerかどうかというお尋ねでございます。端的に申し上げますと、一概に申し上げることはできないというふうに考えるところでございます。といいますのは、仮にポスターのできれば等について大変こだわられる方の場合ですと、例えばデザインも複数案を求められたり、顔写真や文字等の体裁も何度も修正されたり、紙質についても耐水、耐久性等にこだわったりといったさまざまなくあいに、実勢での企画費も当然そういったことであれば割高となってくるであろうということは考えられます。

そこで、ポスターに関する2点目と3点目の単価に関するお尋ねでございますが、私の場合にはたまたま限度額よりも安く済んだということでございます。それほど関知をしておりませんでした。どこまでの部分を公費で負担すべきかという議論はあるかもしれませんが、こうしたことを踏まえて法律の単価は決められているものと考えております。比較する素材がさまざまある中で一概に実勢単価との比較を論ずることはできず、現段階では条例改正はそういう意味で考えておりません。

次に、ポスターに関する4点目の申請の際に内訳書を添付するということはどうかということでございます。仮に公正確保のために添付させるという目的で考えますと、これらを添付したからといって万全になるものとも言えません。最終的には候補者の判断によるところが大きいものであると私は思っております。一方、公費として負担する企画費等に一定の枠を設ける場合には当然考慮しなければならないことだと考えます。しかし、こうした場合にはさまざまなタイプの住民の方がおられますので、候補者となる方へ私のような感覚を一方向的に押しつけるわけにもまいりません。政令の金額はこうした背景をもって十分検討して定められた金額であると考えerからでございます。

続きまして、2番目の、自動車使用の燃料につきましてお答えしたいと思います。

本市の場合、例えば市役所から伊自良の長滝までは約10キロでございますし、仲越までですと約30キロメートル以上あるということでございます。この間を往復すれば100キロメートル以上になるかとは思われますが、それでも1日の上限額である7,350円というのは相当積極的に走り回らないと使用できないといえますか、必要にならない金額であると考えます。しかし、限度額以上に走行することが不可能とまでは言い切れぬというふうに思います。

そこで、燃料費の1点目のお尋ねでございます。設定された上限額の妥当性についてですが、先ほど申し上げましたように、いろんな事情も勘案し、上限額は政令で定められた基準額と同額といたしているところでございます。すなわち、必要な燃料費につきましては、候補者が住んでおられる地域や事務所の位置、選挙運動の方法等によってもそれぞれ異なるものです。政令の金額は、ポスターの考えと同様、こうした候補者間の選挙運動の機会均等を図るべく、さまざまなケースを考慮して定められた金額であると理解いたしております。また、本市の条例につきましても、これを踏襲したものでございます。

次に、燃料費の2点目の、選挙期間中の最初と最後の走行距離のメーターの表示キロ数と写真を添付されれば候補者のコスト意識も高まるのではないかというお尋ねでございました。確かに、公正な選挙公営を確保するという観点では一考の余地はあると考えます。候補者は全力で選挙運動を展開しているものでございますし、走行キロ数を候補者が知ることによって、コスト意識が高まったり、走行距離を抑えるというようなそんなことはなかなか候補者としてはできない問題であろうかと思えます。といいますが、選挙期間中は、恐らくすべての候補者は夢中になって選挙活動をしているからであろうかと思えます。

次に、最後に、3番目のお尋ねで、こうした選挙公営制度の必要性のお尋ねでございますが、冒頭で申し上げましたように、そもそも選挙の公営制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として制度化されているものと考えます。国の法律によってこういった制度が決められておるところでございます。

3年前の市議選におきましても、本市が候補者のポスター作成や自動車関係の支出として負担した金額は、先ほど申されましたように約1,000万円でございます。この額を高いと感じられる方も多くいらっしゃるかもしれません。無論私はそのときの候補者の方はこれを受け取られるにふさわしい方ばかりであったと信じておりますし、こうした経

費を選挙の結果だけで考えるべきではないかとも考えております。候補者の経済的負担を軽減することによりだれでもが立候補しやすい環境整備を図ることが、ひいてはよりよい地域社会をつくっていくための制度になるという視点も忘れてはならないというふうにも思っております。

選挙公営のあり方につきましては、各所で議論が交わされております。ただ、経済的に余裕がある方にとっては必要性が低いかもしれませんし、志は高く、有能でありながら、経済的な理由でちゅうちょされる方があるとすれば、それが本市にとってよいことなのかどうかという議論も忘れてはならない、そんなことも思うわけでございます。

また、こうした公費負担部分を不正に搾取するというようなことは全く論外でございますが、どこまでこだわりを持って本人が負担するか、または市へ請求するかの判断は、結局、候補者にゆだねられたものであると考えております。ただ、結果的な公費負担部分の多い少ないだけでその候補者の判断の適否が問われるものと考えてはおりません。たまたま格安で運転手や選挙カーを確保することができる人もあるであろうし……。

〔「市長、答弁、長過ぎますよ。質問よりはるかに長いですよ。」と呼ぶ者あり〕
市長（平野 元君） 候補者によって選挙運動の仕方がまちまちであると思います。すなわち、経済的な余裕があるからといってどうかはわかりませんが、こうした制度を活用されなかった候補者や、たまたま市が負担する選挙公営部分の少なかった方がすぐれていて、多くの経費を費やした候補者は経済的価値観が低いといったような短絡的な感覚は間違いであるというふうに私は考えます。

しかし、議員が御指摘のように、財政状況が極めて厳しい状況でございます。理想だけを追い求めているわけにもいかない時代ではあります。こうした選挙公営制度のあり方につきましては、幸い他の自治体でも多く検討されております。今後とも全国的な動向等を見詰めながら慎重に検討していきたいと思っておりますし、議員のいろいろな御提言も参考にさせていただきたいと思っております。今後、そういった面につきましても、慎重な対応、慎重な検討を払ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市長、質問時間よりもはるかに長い答弁、やめてくださいよ。45分しかないんですよ、答弁を含めて。

〔「質問が長いんですよ」と呼ぶ者あり〕

13番（寺町知正君） それよりも長く答える必要ないでしょう。私は言いたいことはいっぱいある、反論は。だけど、次の質問も通告していますから、1回だけ聞きます。

いいですか。

他の自治体でも見直しているということもありますけど、とにかく山口市は、保育料も上げる、水道料も上げるという、市民に対しては負担をどんどん増にしている。議員に対して、選挙に出るなら、別に何百万もかかるわけじゃないですよ、公費負担というのは何十万の話ですから、それぐらい意思を持った候補者は自分で出すべきだと、それが市民に対する答えだと私は思うんですが、他の市民の方を値上げしているということを考えてときに、見直すべきではないかと。それでも条例改正しないと答えるんですか。議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

先ほども答弁の中で申しましたが、そういった面につきまして、いろんな条件、他市の状況等もございます。そういった面も十分勘案しながら、また、議員各位にも御意見を賜りながら検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 時間がないので、仕方がないから次に行きますけれども、通告の2番目は、総務部長、市の財政の中期予測という資料によりますと、財政が何年後かに破綻するというデータが出ています。そこで伺いますけれども、9月議会でもこの関係のことは質問しましたが、ほとんど実質意味がある答弁はなかったということで、改めてお聞きします。

この財政予測のデータに基づく数字を見ますと、市の財源というのは、2009年、平成21年のときに初めて赤字になる。その年は1年間で約6億円の財源不足、次の2010年、平成22年度は1年間で19億円、2011年は21億円が見込まれているということですね。実際に来年度の予算の編成方針という職員に配った文書の中にも、平成23年度の累積財源不足額約46億円という数字がきちっと示されています。今までは大体年間20億円程度の地方債を起こしているいろいろなことをしてきましたけれども、この地方債に関しても、2009年、平成21年の24億円というのを最後に、翌年からは7億円の起債に大幅ダウンさせるという、そういった前提でのやっとな出てくる予測なんですね。つまり、ほとんど新規事業は何もできないというような状態で赤字が累積していくという予測です。

そこで質問ですが、細かい数字はとにかく、基本的にこの予測、それ自体は総務部長は認めるのでしょうか。

2つ目ですけど、市のこの現状認識をなぜ市民に早く伝えないのかということ。

そして、3つ目ですが、自治体の財政における歳出には、どうしても必要な義務的経

費と、それに準ずるような経費、そして投資的な経費というのがあります。この後者が財政収支に大きな変動を与える要因と言われていて、これは主として普通建設事業というふうにされます。いろいろな普通建設事業費を今まで、こういうふうにします、あるいはこういうふうにやろうという説明をしてきたわけですけれども、そういった過去の説明のとおり、予定のとおりに進めることができるのかできないのか、いかがでしょうか。

そして、4つ目ですけど、もちろん市は赤字になるのを黙って見ているわけじゃない、当然そうですね。しかし、税金の増加というのは見込めないし、地方交付税というのも現状維持がいいところでしょう。そうすると、普通建設事業の計画について、縮小もしくは変更あるいは延期ということを検討すべき時期だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

5つ目、具体的に各種の事業に関して、どういったように軌道修正して財政破綻という事態をしのいでいくのか。

以上、質問いたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの市の財政の中期予測に基づく財政状況についてお答えをいたします。

まず、初めに、さきの9月の定例会におきまして、市の財政の中期的展望についての御質問がありました。そのときの答弁では、財政の将来予想が試算の段階で、具体的な数字を示す状況ではなかったため、内容を明瞭に提示できませんでしたことを、まず御理解願います。

さて、平成19年度当初予算編成方針では、平成23年度までの中期の財政予測を示し、市の財政状況を全職員に周知いたしました。この予測では、このままの状態で推移していきますと、平成21年度には財源不足が予想されます。これまでもには集中改革プランに基づきまして行財政改革に積極的に取り組んできておりますが、より一層の改革を進めていくことが必要であるため、職員一人一人がコスト意識を持ち、事務事業の見直しにより徹底した経費の削減に努めるとともに、新年度の予算編成作業に取り組んでいるところでございます。

御質問の第1点目でございますが、この中期財政予測は本年10月10日現在のものであり、国の動向ですとか経済情勢によりまして、その時々に変動するものと思われませんが、財政運営の厳しさは年々増すものと認識をいたしております。

次に、2点目でございますが、住みよいまちづくりを築いていくためには、市民の皆

様と行政が一体となった取り組みが重要であることは申すまでもございません。現在、新年度予算の編成を進めており、その結果を踏まえて財政の将来展望についても市民の皆様にお知らせしなければならないと考えております。

次に、3点目でございますが、合併後、新市まちづくり計画に基づき、各種事業を積極的に実施してまいりました。今後におきましても、現在計画しておりますクリーンセンター整備事業を初めとする重点事業については、その必要性を明確にし、積極的に実施していく考えでございます。

次に、4点目でございますが、市税など自主財源の乏しい本市にとっては、地方交付税や国庫補助金、合併特例債等、地方債に依存しておりますが、平成16年度から始まった三位一体改革により国庫補助金や地方交付税が削減され、歳入の増加は見込めない状況になってきております。そのため、新年度の当初予算編成においても、経常的経費については保健医療費等の義務的経費を除いて対前年度15%の削減、普通建設事業等の臨時的経費については特別な事業を除いて対前年度20%削減を目安として予算編成に当たることいたしました。その中で、普通建設事業につきましても、事業の縮小や変更を検討し、予算化してまいりたいと考えております。

次に、5点目でございますが、健全な財政運営を維持するためには、まず、現状を見直さなければなりません。第一に、全庁的な取り組みとして、すべての事業について評価し、事業を厳選することのより計画的な事業実施が可能であると考えます。今後の財政状況を勘案し、職員一丸となって財政の健全化に向けた取り組みを進めていきたいと決意するものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 総務部長に改めて質問します。

中期の財政予測という数字ですけれども、これを見ますと、例えば財政調整基金もどんどん、いわゆる貯金を使い切って、平成21年度にゼロになって先ほどの予測。それから、減債基金もそうですね。21年度にゼロにして、全部使い切ってやっとな赤字になっていく。かろうじて赤字になるという状態ですね。まちづくり基金もそうです。21年に使い切ってしまってなお赤字になるという、そういった状態なのに、今の答弁ではその切迫さは全然感じないんです。

私は、こういった表は初めて今回見ましたけれども、どうも昨年ぐらいから、いずれ何年後かには財政破綻するということは関係者から聞いていました。そのときには細かいデータはなかったのかもしれないけれども、もっと早くそれをデータ化して、議会に

も市民にも見せて、対策をとるべきではなかったかというふうに思うんですけれども、改めて聞きますけど、今の答弁の最後の方で、普通建設事業についても縮小、変更していくあるいは見直していくと、そして厳選していくという言葉でしたけど、数年後に破綻というデータを持っているのに、今はまだ、9月、12月と来て、具体的にちっとも出てこないというのはどういうことなんでしょう。

いつその見直しが済むのか、それが出てくるのか、そこを示さないともたないんじゃないでしょうか。具体的に、いつ見直しが済むのか、そこを示していただきたい。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

まず、中期財政予測につきましては、18年度になりまして新たに、従来は設けていなかったものがございますが、新たに作成したものでございます。

そして、展望ということでございますが、現在、19年度の予算編成を行っておりますが、その予算編成の状況によりましてこの数字がいかになら変わっていくかということでございまして、予算編成の骨格ができ上がった時点で具体的な将来の展望も現実的なものになってくるということをお認識しております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、市長に再々質問しますけれども、今のような状況の中で、市長は今度、4月、来年の選挙に出るといふことのように思いますが、今のこの赤字の展望というのは、財政破綻の展望というのは、山口市、合併して山口市になって、平野市政のいろんな諸事業の結果を受けての将来予測なんですよ。だから、ここで政策転換しなければならない、次の市長を目指すなら、そういうふうに考えるんですが、一体どういうふうに政策転換するのか、同じようにいったらもう破綻は見えているわけですから、どういったように政策転換をするのかということ。

もう一点ですけれども、じゃ、とにかく財政再建策、今後の財政再建策について、平野市長は何を述べるのか、主張するのか、提案するのか、どうして再建するのかというところですね。そこをお聞きしたい。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

市の財政状況、ただいま総務部長が答弁したとおりでございます。このままいけばそういう形になると、それでは山県市民がとてももたないということでございますので、そういった面について、できるだけ早くそういった再建策というか、再建といいますが、

健全な歩みができるようなことを検討していく必要があるかと思ひますし、国の財政問題というか、地方交付税等の措置につきましても、きょう発表がございましたが、今後の地方交付税の状況等も随分変わってくるだろふと思ひますし、全国の各市町村の財政状況、いろいろ眺めていますし、全国市長会でもそういった問題には深刻に受けとめておる現状でございます。

そういうことでございますので、現在の山県市の普通建設事業等についてはここしばらく、思い切った削減といひますか、中止といひますかというようなことも加味しながら対応していかなければならないと思ひておりますし、いずれにしましても、将来の山県市の展望を十分眺めながら予算編成をしていきたくと思ひておりますし、そういった点について、予算編成方針では、市民はもちろん、市の職員に十分周知を徹底して、みんなが力を合わせて将来展望を成し遂げていくという、そういう心がけであつたものを出しております。

そんなことでございますので、現時点で言ひますとあつた数字になってはいますが、そのままいくというようなことではとてもいきませんので、そういった点を十分配慮しながら検討をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市長、もっと切迫感を持って対応してほしいですね。職員にそれが伝わらないと、議会も市民もそうですけど、ぜひ財政が破綻するという切迫感を持っていただきたい。

次の、3番目の質問ですけれども、助役にお尋ねしますけれども、許認可権限のある市の財産管理の姿勢についてということで通告しています。

2003年の自治体合併前の高富町は、現在のこの土地に用地を取得して、この新しい庁舎をつくりました。1993年、平成5年に用地を取得、96年2月3日に庁舎を完成しました。この一帯、一連の総事業費は60億円を超えるというふうに理解しています。

ところで、山県市のこの市役所の住所の表示、これは、山県市高木1000番地1というふうに表示されて周知されています。非常に切りのいい番地だなというふうにも思っていました。

ところで、この土地の登記簿というのを法務局でとってみました。これを見ますと、地目というのは用悪水路というふうになっていて、面積は150平米というふうには1000番地の1の登記簿には書いてあるわけですね。それから、法務局では、公図というものもあります。公図もとってみました。これはやはり、庁舎がない、できる前の昔の水田と農道、

小さな水路がある、その状態の公図が法務局で出てきました。こういったものが現在表に出ているということですね。昔の道路や水路もそのまま記載されていて、知らない人が見たら、ここは庁舎があるとは到底思えないわけですね。芝生のグラウンドも、げんき広場も存在しないと、そういうふうにとられる状況です。

こういったことの状況の中で、所有権はもちろん山県市になっていますからそういった問題は出てこないとは思いますが、別の問題があるというふうに考えます。自治体というのは民間のいろいろな行為に対して許認可だとか指導権限などをっていて、こういうような状態をよしとして指導しているのかと、非常に深い疑問がわいてきました。

そこで、質問ですが、この市役所の敷地全体のことに関して、かなりの行政事務の怠りがあるというふうに考えます。

まず、1つ目、この怠りの手続的な問題、法的な問題、これはどんなことがあるのか、そこを列挙していただきたい。それから、そのことによって行政側の支障というのは何が想定されるのでしょうか。

2番目です。本来、どういうふうにするべきだったのでしょうか。

それから、3つ目ですが、この一帯の敷地のうち、東の方、東の今道路工事している方ですけど、こちらの方は、今は登記簿を見ると合筆されていて非常にまとまっています。その事務経費の額とか支出者、年度、これはどのようでしょうか。また、そういうふうにした理由というのは何でしょうか。

4番目ですが、1997年、平成9年の予算書を見ましたけれども、ここに、財産管理費の役務費、登記料として272万2,000円が計上されています。その他、先ほどの2項めの本来すべきことという対応として組まれた予算のその年度、それから額というのはどのようでしょうか。そして、実際に執行された額というのは幾らでしょうか。

5番目ですけど、自治体の会計というのは1年という単年度主義ということで、会計の閉鎖は翌年の5月31日というふうになっています。しかし、この件では、予算執行と業務の完了という程度に非常に著しいずれがあるというふうに私は認識します。一言で言えば、完成していないのにお金は満額払ったというふうにとれるわけですね。そこにある差額というのは一体どのように扱われて今日に来ているのか、その理由は何なのかということ、そして今後どのようにこのことが進行していくのか、進んでいくのかということ、以上をお尋ねします。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えしていきます。

御質問の1点目でございますが、手続的問題につきましては、この用地の全体を合筆するために既存の道路や水路の分筆が必要でありまして、この作業を行うに当たり、隣地等の地権者の御承諾が得られなかったことでございます。法的問題につきましては、登記法第37条に規定されております地目の変更登記の申請を1カ月以内に行うこととなっておりますが、隣地の地権者の方々の御承諾をいただくのに時間がかかったため、これできていなかったということでございます。

次に、行政側の支障につきましては、買収対象地の所有権はすべて山県市に移転してございますので、差し当たり支障はないと思っております。

次に、本来どうすべきかということにつきましては、速やかに地目変更の手続をすると同時に、合筆及び道路など施設の表示を行う登記を完成させることにあります。

3番目につきましては、平成16年度に岐阜県が国道256号バイパス建設工事を行うのに伴いまして、公図を整理するため、田14筆、用悪水路2筆、公衆用道路2筆を合筆しました。経費については、支払いをしておりません。

4番目の御質問につきましては、平成9年度に財産管理費の役務費で登記料として272万2,000円を予算計上いたしまして、当該土地の現地調査、現地測量及び登記費用として238万6,839円を支出しております。平成11年度に財産管理費の役務費で登記料として148万6,000円予算計上してございますが、この予算はこれらの関係経費ではございません。したがって、この庁舎用地の登記関係業務は、先ほど申し上げました238万6,839円にすべて含まれているということでございます。

続きまして、5番目の御質問につきましては、契約項目の中にごさいます現地調査、現地測量など、契約の大部分が完成しておりまして、これは平成9年度に完成しておりまして、あと、合筆、再分筆及び地目変更の登記業務を残すだけとなりましたので支払いをしたものでございます。しかしながら、この支払いにつきましては、もう少し慎重に対応すべきだと感じております。また、最近まで時間がかかったことに対しましても速やかに対処してほしかったというふうに感じているところでございますが、最近になりまして関係地権者の方々からの同意書が調いましたので、現在、合筆等、登記業務が進められておりまして、来年の1月末ごろまでには完成する予定となっております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 再質問いたします。

この一番本体と言えるようなところがこういった状態ということで、ほかも調べてみましたけど、高中、現在の高富中学校のあたり、これは、昭和50年代に学校をつくると

ということで、かなり広範囲な土地、たくさんの筆の土地を集めた、ここはきちっと合筆処理もできていて、手続もちゃんといているわけですね、ずっと昔の時代に。ところが、ずっと最近のもっといろんなことがきちっとされている時代にこんなことが起きているということで非常に問題があると思うんですが、その点、行政としての責任はどう考えるのかということ、それから、もう一点、他にこういったケースはもうないのか、そこは確信を持っていいのかどうか、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 再質問にお答えします。

昭和50年当時と平成9年時代とは、登記方法というんですか、手続方法がかなり違ってきまして、さらに現代ではさらに厳しくなっております、今回、この庁舎の敷地の合筆につきましては、先ほど申し上げましたとおり、既存の道路や水路の分筆をする、と申しますのは、北側に三田又川がございまして、こちらに関・本巢線がございまして、その間には用悪水路あるいは農道が走っておりまして、これをぷつんと切ったわけございまして、その点につきましては関連する地権者の同意がすべて必要であったということでございまして、それに時間がかかったということでございまして、昭和50年当時はそういうことは必要なかったかなというふう感じておりまして、その点、厳しくなったからやらなかったということに対しましては非常に申しわけないと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、この点につきましては来年1月にはすべて完了し、経費につきましても、平成9年度、契約した238万程度の経費で、すべての契約の中で済まされる業務でございますので、よろしく御理解をお願いします。

〔「ほかに同種のものがないかどうか」と呼ぶ者あり〕

助役（嶋井 勉君） 失礼しました。このことは、毎年予算を組んでおりますけれども、道路等で、昔の道路に用地買収したけれども登記ができていないとか、相続が難しくても登記ができてこないというようなことも多々ありますので、その点についても毎年予算をいただいて処理しておりますので、絶対ないとは言いきれませんので、その辺は徐々に解消していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（久保田 均君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。21日に予定をしておりました一般質問は本日すべて終了いたし

ましたので、21日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、21日は休会とすることに決定いたしました。

22日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 3 時22分散会

平成18年12月22日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 12月22日(金曜日)

議事日程 第4号 平成18年12月22日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第111号 山県市副市長定数条例について

- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第3 討 論

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第4 採 決

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第5 発議第8号 全国森林環境税の創設を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第10 質 疑

議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第11 閉会中の所管事務調査報告について

産業建設委員会

日程第12 質 疑

産業建設委員会閉会中の所管事務調査報告について

日程第13 閉会中の継続審査・調査について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第111号 山県市副市長定数条例について

議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について

- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第3 討 論

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について
- 議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について

日程第4 採 決

- 議第111号 山県市副市長定数条例について
- 議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について
- 議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について
- 議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第116号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第124号 市営土地改良事業の施行について
- 議第125号 市営土地改良事業の施行について
- 議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について

議第128号 山口市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更
について

日程第5 発議第8号 全国森林環境税の創設を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第10 質 疑

議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第11 閉会中の所管事務調査報告について

産業建設委員会

日程第12 質 疑

産業建設委員会閉会中の所管事務調査報告について

日程第13 閉会中の継続審査・調査について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君

21番 大西克巳君

22番 久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員長 後藤利丸君。

総務常任委員会委員長（後藤利丸君） 総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第111号から議第123号までの所管に属する条例案件7件、補正予算案件2件、その他の案件1件の10議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について、第2条の削除及び審査期間を7日から30日に拡大することについて質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

以上。

議長（久保田 均君） 続きまして、産業建設委員長 武藤孝成君。

産業建設常任委員会委員長（武藤孝成君） それでは、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月18日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第121号から128号までの所管に関する補正予算案件1件、契約案件3件、その他案件2件の6議案及び意見書1件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑は、議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）（産業建設関係）では、緑資源公団が施工している緑資源幹線林道の用地使用料について、使用期間、場所、使用料金の設定根拠、減額補正となる公有財産購入費と増額補正する使用料金の金額の相違について、議第124号及び125号の市営土地改良事業の施行については、事業内容の詳細説明と事業費の内容について、議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更については、建設事業の設計単価が変更になった場合の契約について、議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について及び議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請

負契約の変更については、地盤の軟弱な場所における管の布設について質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で全議案をすべて原案どおり可決すべきと決定しました。

続いて、全国森林環境税の創設を求める意見書について、委員会の取り扱いを審議し、自然環境を維持していく上で全国森林環境税は必要であるとの意見が出ました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査及び調査の報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 文教厚生委員長 影山春男君。

文教厚生常任委員会委員長（影山春男君） 文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月19日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第118号から議第122号までの所管に属する補正予算案件2件、その他案件2件の4議案及び所管事務調査2件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑では、議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置については、広域連合の設置に向けての会議の開催頻度等の前提状況及び情報公開、個人情報保護の取り組みについて、議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）（文教厚生関係）では、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金の詳細説明と、本定例議会に提出となった時期的な理由について質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定しました。

続いて、ごみ処理場の機種選定の進捗状況と、学校統合に伴う公聴会についての2件を所管事務調査として日程に追加し、ごみ処理場の機種選定の進捗状況と今後の進め方について、また、学校統合に伴う公聴会の開催に伴う市民への周知方法、公聴会の内容について調査を行いました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（久保田 均君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないようですので、ないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第111号から議第128号までの18議案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、議第118号と121号につきまして、反対の討論をいたします。

議第118号ですが、岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。これは、ことし6月、自民党と公明党が国会で強行的に成立をさせました医療改悪法によりまして、75歳以上の高齢者をこれまでの各医療保険から切り離し、都道府県単位の新たな医療保険を設置するための案件であります。

本来、生活に十分な年金収入などがない被扶養者からも医療保険料を年金天引きで強制的に徴収するもので、介護保険料とあわせての天引きは高齢者の生活をさらに困難にいたします。また、この制度は医療給付費が増えれば高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みになっておりまして、高齢者の受診抑制につながることにとなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されております。

山州市の介護保険におきましても、保険料を年金から天引きできない普通徴収の滞納額が年々増大し、平成17年度決算のときには400万円を超えているということを見ましても、高齢者の負担は限界を超えておりまして、この問題は後期高齢者医療制度でさらに大きくなることが予想されます。保険料滞納となれば保険証の返還が求められ、これまで高齢者に行われなかった短期保険証や資格証の発行となることなど、低所得高齢者の命と健康が脅かされることとなります。また、後期高齢者は他の医療改悪法によりまして診療報酬も他の世代と別建てにされ、診療報酬の引き下げ、手抜き医療になる危険があり、高齢者への差別医療につながるおそれがあります。国民の命と健康、福祉を守る責務を負う政府が高齢者の負担力を無視して自らの責務に反して国の医療負担を削減するためにつくられた制度であり、認めることはできません。

同様の趣旨で、第121号の平成18年度一般会計補正予算（第4号）につきましても賛同をすることができません。

以上、反対討論といたします。

議長（久保田 均君） 発言通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。最初に反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第111号から議第128号までの採決を行います。

最初に、議第111号 山県市副市長定数条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第112号 山県市表彰条例等の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第113号 山県市収入役事務兼掌条例を廃止する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第114号 山県市監査委員条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

た。

議第115号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第116号 山県市議会の議員その他常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第117号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第118号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第119号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第120号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第121号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第4号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第122号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第123号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第124号 市営土地改良事業の施行について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第125号 市営土地改良事業の施行について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第126号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第127号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第128号 山県市公共下水道事業枝線管渠第12工区工事請負契約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 発議第8号 全国森林環境税の創設を求める意見書について

議長（久保田 均君） 日程第5、発議第8号 全国森林環境税の創設を求める意見書について。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者であります武藤孝成君に趣旨説明を求めます。

7番（武藤孝成君） 発議第8号 全国森林環境税創設を求める意見書の提出につきまして、提案説明を申し上げます。

森林のもつ地球環境保護、国土保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林が果たす役割はだれもが理解をしているところですが、森林を守る側の山村・林業は、木材価格の低迷や後継者不足により、必要な手入れがなされることなく放置されている森林が増加しているのが現状です。森林を適正に管理していくためには、都市部や海辺地域の住民や自治体が一緒になって森林・山林を育て、水や空気を守っていく認識を高めていくことが重要であり、森林の持つ公益的機能に対する新税として全国森林環境税を早急に創設し、森林を有する山村地域の市町村の森林維持、育成のための財政負担を軽減しようとするものであり、全国森林環境税の創設を求める全国森林環境税創設促進議員連盟に本市議会も加盟しております。

去る11月21日、東京で開催された同議員連盟の臨時総会において、加盟する全国の市町村議会が本案の意見書を関係省庁及び国会に提出することの議案が可決されました。厳しい財政の中、環境保全につながる積極的な林業振興施策が継続的に展開できるよう、全国森林環境税の早急な創設を関係省庁及び国会に要望するもので、皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6 質疑

議長（久保田 均君） 日程第6、発議第8号に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 発言はないようですので、質疑を打ち切ります。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

議長（久保田 均君） 日程第7、討論。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、この意見書発議に賛成の立場から討論をいたします。

全国森林環境税の創設を求める意見書案につきましてですが、森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、地球環境にとっても守り育てなければならない重要な国民共有の財産であり、森林の保全は重要な問題であります。しかし、今日の森林の危機をもたらしたのは、国有林の保全をおろそかにし、輸入木材に無策で、森林の守り手を山から離れざるを得ない状況に追い込んできた政府の政策によるものであり、国の森林政策の抜本的な強化がまず重要であります。その上で、森林環境税の創設に当たりましては、低所得者に負担の重くなる定率課税ではなく、地球温暖化を促進している現況であります二酸化炭素、CO₂の排出量に応じた環境税の導入がまず考えられるべきであります。この問題につきましては、さらに国民的な議論も踏まえての検討が必要だということを申し添え、賛成討論といたします。

議長（久保田 均君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（久保田 均君） 日程第8、採決。

発議第8号 全国森林環境税の創設を求める意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（久保田 均君） 日程第9、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいた

します。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定をいたしました。

初めに、議会運営委員会委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） 議長に発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に2回開催しました。

9月29日、平成18年第4回定例会の日程、山県市議会委員会条例の一部改正について審議しました。山県市議会委員会条例の一部改正につきましては、山県市議会議員の定数を削減したことにより、常任委員会数、委員定数に加え、地方自治法の改正に伴う議会運営上の改正が必要なため、継続審議をしていくことにしました。

11月27日は、平成18年第4回定例会の提出予定議案、継続審議となっている山県市議会委員会条例の一部改正について審議しました。条例改正につきましては、他市の状況も十分把握しながら検討をしていくことが必要なため、引き続き継続審査といたしました。

以上をもって、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 議会運営委員会委員長の間接報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員会委員長 村瀬隆彦君。

環境保全対策特別委員会委員長（村瀬隆彦君） 環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る11月21日午前10時、全員協議会室において、委員10名と執行部から所管する部長、課長の出席を求め、開催いたしました。

審議内容について報告いたします。

ごみ処理施設につきましてはごみ処理計画差しとめ請求事件の中間報告とごみ処理施設整備事業の進捗状況について、畜産環境対策では官能試験による畜産悪臭調査の結果と今後の対策についての説明を受けました。

ごみ処理施設整備事業の進捗状況においては、機種を選定、設計、入札方法などについての質疑があり、選定委員会で機種を選定をしてもらい、来年6月ごろに入札を行い、平成22年3月までの完成を目指すとの回答がありました。

また、畜産環境対策では、官能試験の調査方法について質疑がありました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査・研究を行い生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査をすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 環境保全対策特別委員会委員長の間接報告が終わりました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 谷村松男君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（谷村松男君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告を行います。

去る11月22日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会は、委員11名全員の出席のもと、所管の部長、課長、担当者の出席を求め、会議を開催いたしました。

まず、所管課長より、前々回の特別委員会以降、現在までの進捗状況について説明がありました。

以下、その内容は、東海環状自動車道につきましては、平成18年6月に岐阜国道事務所により東深瀬地内にある神社の調査が実施されました。

9月5日には、本委員会が防音効果の検証のため、美濃関ジャンクション、美濃加茂インターチェンジの視察研修を実施いたしました。

10月18日に、岐阜国道事務所と山県市の担当者が尾ヶ洞南自治会の代表と面談し、軟弱地盤対策、公害対策等の説明資料作成に必要な調査測量の実施について協力を依頼しました。

10月30日には、西深瀬・高木東海環状自動車道及び国道256号バイパス建設促進委員会が、建設促進の署名簿を持参して関係機関に要望活動を実施いたしました。国道256号バイパスにつきましては、今年8月30日に落堀川から農免道路北水路までの用地単価の説明会を実施し、現在、用地買収の交渉中であります。また、この区間の家屋補償につきましては、調査が終わり補償金額を積算中とのことでありました。

11月14日には、農免道路北水路から伊東地内の集落道路までの用地単価の説明が実施されました。

国道418号線の整備状況は、中洞地内の国道256号交差点から関市境までの1.8キロを重点的に進めている。水棚地区は、今年度、山どめ工の一部を施工している。

以上のような東海環状及び幹線道路の整備状況の説明を聞いた後、質疑に入り、東海環状自動車道については、問題となっている共有権トラスト運動、不売不測運動の現状

と取り下げの状況、今後の取り下げの方策等について活発な質疑応答がされました。国道256号バイパスにつきましては農免道路以北の工事計画、国道418号線は詳しい工事の進捗状況について質疑応答がありました。また、東海環状及び幹線道路の整備を促進していくためには至急対策室を設置する必要があるのではないかという意見が多数出されました。

当委員会は、特別委員会の設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査、研究を継続して行い、事業の進捗を図る必要があることから、今後も継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査とすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の間接報告が終わりました。

日程第10 質疑

議長（久保田 均君） 日程第10、質疑。

議会運営委員会、特別委員会中間報告についての質疑を行います。

発言をどうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 閉会中の所管事務調査報告について

議長（久保田 均君） 日程第11、閉会中の所管事務調査報告についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長に、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

産業建設委員長 武藤孝成君。

産業建設常任委員会委員長（武藤孝成君） お許しをいただきましたので、産業建設委員会視察研修報告をいたします。

産業建設委員会は、10月3日から3日間、岡山県新見市の工業誘致及び農業の活性化について、また、愛媛県喜多郡内子町では道の駅の運営状況について視察してまいりました。谷村松男議員は欠席でありました。

新見市は岡山県の西北部に位置し、平成17年3月31日、近隣4町村と合併し、人口は3万6,614人、世帯数は1万2,809戸、面積は793.27平方キロメートル、森林面積は86.5%、

農業が主幹産業の町であります。

平成17年度、岡山県内の工業団地などに立地した企業数が過去15年間で最多の34件に上り、新見市においても、岡山県の大規模分譲促進補助金などの制度とあわせ地方税その他の優遇措置を図り従来までに10企業を誘致し、平成4年度には新たに新見工業団地41,951平方メートルを造成し1社が立地しています。従来までの企業の誘致については、市長が自ら企業へ出向き誘致の働きかけを行うなど、実績を上げています。また、企業誘致の説明会では市長が出席し、岡山県とともに東京と大阪を隔年で行い、本年は東京で300社に案内を行い、雇用の拡大による市政の発展を図っております。

農業の活性化に向けた取り組みについては、農家数は4,636戸、農業産出額は63億8,000万円であります。予算面では、中山間地域総合整備事業などの農林水産業費18億8,000万円を計上し、特に農家の担い手対策に力を入れ、新規就農者の確保と育成に積極的に取り組んでおります。その取り組みとしては、借家リフォーム費の助成、就農奨励金の支給、施設整備等補助、新規就農者用住宅対策等を実施し、新規就農者は全国から36人が就農し、ピオーネ、トマトなどを生産し、地域の活性化に役立っております。

次に、愛媛県内子町の道の駅、名称「内子フレッシュパークからり」の視察については、町の第三セクターから現在会社経営に移り、物産直売所、レストラン、農産物加工施設などを営み、年間70万人から80万人が訪れ、地域に密着した施設として活況をいたしております。特産物直売所の平成16年度の総売り上げは4億5,200万円に上り、出荷者の年間平均は110万円を超え、1,000万円を超える農家も3戸あらわれている状況であります。農家の会員は420人で、農産物は内子産の農産物の販売に限定し、レジと農家が直結した双方向の農業情報連絡システムと販売管理システムを結びつけ、携帯電話で販売状況が確認でき、畑から追加出荷できるなど、情報化に取り組んでいます。

このほか、顔の見える農業への取り組みとして、出荷農産物の抜き打ち残留農薬検査などを実施するほか、出荷物の土づくりから種まき、収穫までの履歴の表示や生産者名、電話番号を記した取り組みは農家の責任や消費者に安心感を与えています。また、産直を通して農村との交流活動や農村助成の自立、高齢者生きがい創設など、山間地域活性化のモデルとして全国的に注目されています。

以上、視察内容のすべてを御報告することはできませんが、当市においても、遊休地の有効活用や農業の振興、あるいは農産物直売所の今後の運営に資することなど、多くを習得できましたことを申し上げ、視察研究の報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

日程第12 質疑

議長（久保田 均君） 日程第12、質疑。

産業建設委員長の閉会中の所管事務調査報告についての質疑を行います。

発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 発言もないようですので、質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第13 閉会中の継続審査・調査について

議長（久保田 均君） 日程第13、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成18年第4回山県市議会定例会を閉会いたします。長期間、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前10時42分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

8 番 議 員 河 口 國 昭

16 番 議 員 藤 根 圓 六